

第5期 千歳市地域福祉計画
(素案)

令和7年3月

千歳市

はじめに

計画策定時に掲載します。

令和7年（2025年）3月

千歳市長 横田隆一

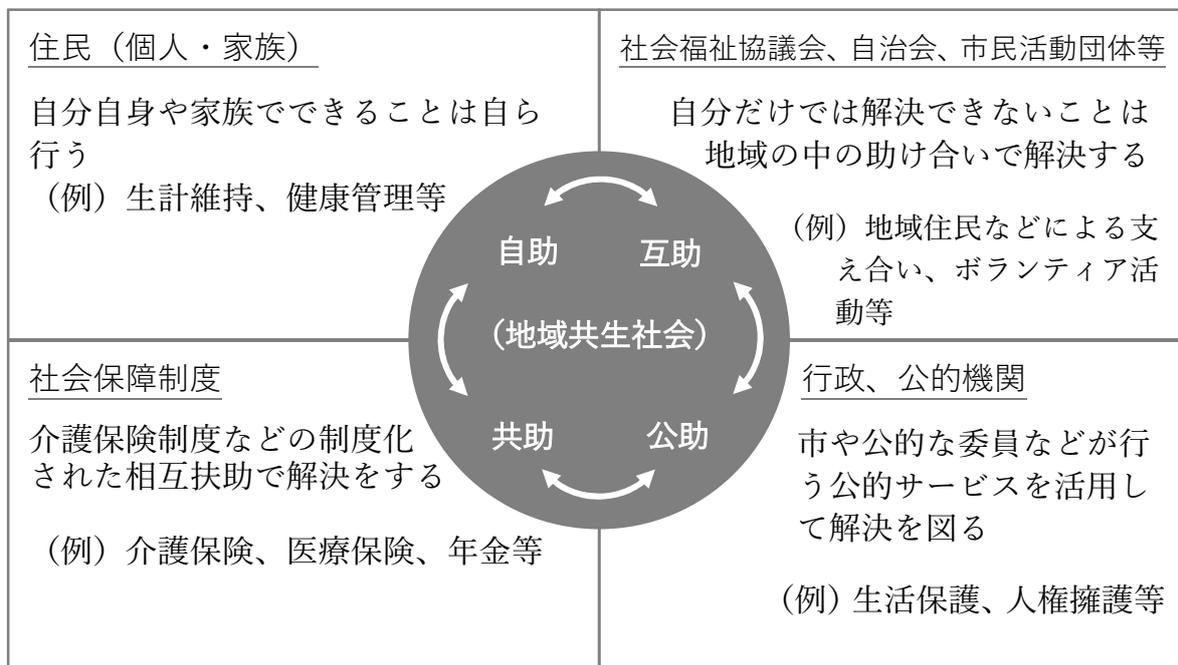
地域福祉とは？

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域住民や地域福祉の活動団体、地域福祉に関わる事業者には、地域住民ひとり一人では解決することが困難な課題、いわゆる「地域生活課題」で悩む人を発見・把握した場合、支援関係者と連携し、その課題の解決を図ろうとすることで、地域福祉をさらに推進していくことが求められています。

また、行政は、地域住民等と支援関係者のそれぞれの協力が円滑に行われるように、「地域生活課題」を解決するための包括的な支援体制を整備することで、地域福祉を推進していきます。

このように、地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉計画の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画策定体制	4
第2章 地域社会の現状と課題	6
1 千歳市の概況	6
2 福祉サービスを必要とする人	10
3 地域活動	12
4 各種相談窓口	14
5 アンケート調査からみる地域の状況	16
6 第4期計画目標と第5期計画へ継承する方針	31
7 第5期計画に向けた目標	32
第3章 基本方針	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 計画の体系	35
第4章 目標を達成するための取組	37
Ⅰ 困りごとに寄り添うまちづくり	37
1 基本目標Ⅰ 困りごとに寄り添うまちづくり	38
Ⅱ 支え合いのまちづくり	45
2 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり	46
Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり	49
3 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり	50
第5章 計画の継続的な推進と評価	54
1 住民・事業者・市の協働による計画の推進	54
2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進	55

3	計画の進捗状況の把握と評価.....	55
4	適正な財政執行.....	55
	資料編（計画策定時に添付します）.....	56
1	計画策定過程.....	56
2	千歳市社会福祉協議会第8次地域福祉実践計画との連携.....	56
3	千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱.....	56
4	千歳市保健福祉推進委員会設置要綱.....	59
5	持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）.....	61

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画の背景

近年の日本では、人口減少、少子高齢化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。貧困、虐待、ひきこもり、8050問題、孤立、ダブルケアなど、地域住民が抱える問題は複雑化・複合化しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安も発生しています。

このような問題に対応するため、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題に対し「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げ、住民の身近な地域での体制整備や市町村における包括的な相談体制の必要性を示し、地域共生社会の実現に向けては、引き続き、地域福祉の推進が重要としています。

また、令和2年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制を整備することが求められるとともに、今後、増加することが見込まれる地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、令和元年に第4期となる地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に向けた取組を進めて参りましたが、令和6年度末で計画が満了することから、令和2年の社会福祉法の改正内容を踏まえ、新たな福祉ニーズに対応する第5期地域福祉計画を策定します。

なお、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉の理念にも共通することから、本市においてもそれを踏まえ、第5期地域福祉計画の各施策を推進します。

社会福祉法第107条に規定されている計画に盛り込む事項

- ・地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・包括的な支援体制の整備に関する事項

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置付けられており、千歳市では「千歳市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進する個別計画の一つとして定めます。

本計画では、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などに関し、共通して取り組むべき事項を定め、福祉分野の「上位計画」として位置付けられており、本市では、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」、「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画・千歳市障がい児福祉計画」、「千歳市こども計画」、「千歳市健康づくり計画」、「千歳市生きるを支える自殺対策計画」、「千歳市食育推進計画」などの施策を横断的に展開し、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むものとします。

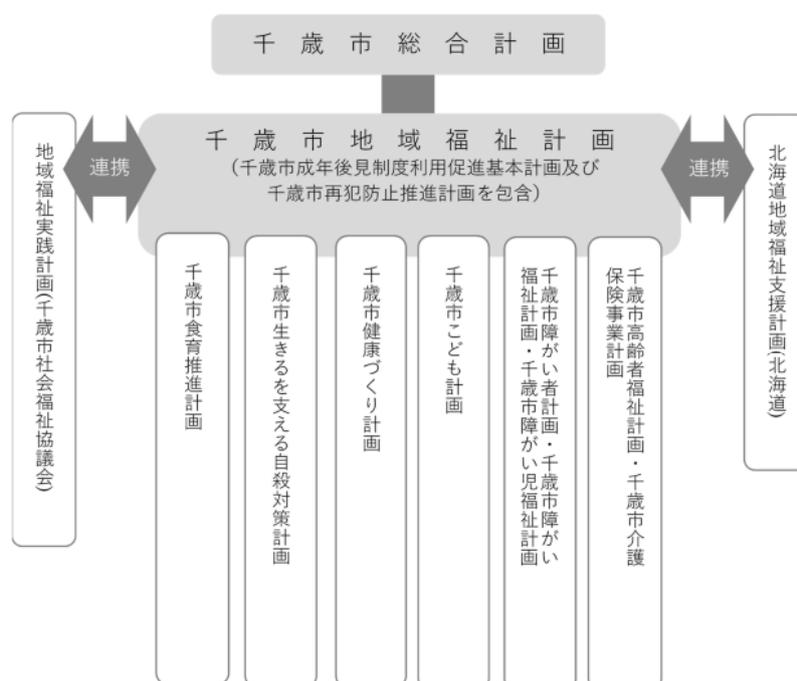
また、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の日常生活や財産管理を支援する「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、「市町村においては、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること」と規定されています。

このほか、検挙者に占める再犯者の割合が上昇していることを踏まえ制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、「市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定されています。

これらのことを踏まえ、市町村が定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と「地方再犯防止推進計画」は、国において、地域福祉計画と一体的なものとするとも考えられるとされていることから、本計画に包含して策定します。

なお、千歳市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」及び北海道が策定する「北海道地域福祉支援計画」とも相互に連携して展開する計画とします。

【図表 1.2.1】計画の位置づけ



3 計画期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や北海道の動向、福祉関連の制度改正、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

【図表 1.3.1】 計画期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
千歳市第7期総合計画						
第4期千歳市 地域福祉計画	第5期千歳市地域福祉計画					次期計画
千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画			次期計画			
千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画			次期計画			
第2期千歳市 子ども・子育て 支援事業計画	千歳市こども計画					次期計画
第3次千歳市健康づくり計画（R6～R17）						
第2次千歳市生きるを支える自殺対策計画					次期計画	
第4次千歳市食育推進計画					次期計画	

《連携する計画》

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第7次地域 福祉実践計画	第8次地域福祉実践計画					次期計画
第2期北海道地域福祉支援計画					次期計画	

4 計画策定体制

「第5期千歳市地域福祉計画」の策定にあたっては、計画策定の基礎資料として地域福祉に関する住民の思いや意見を明らかにするためのアンケート調査を踏まえ策定した計画案を、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員児童委員※、保護司などで構成する千歳市保健福祉調査研究委員会において、委員からの意見聴取や審議を行ったほか、パブリックコメント※を実施しました。

(1) 千歳市保健福祉調査研究委員会

社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した総合的な調査研究を行い、住民の福祉の増進を図ることを目的として設置した市の附属機関です。千歳市内の保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成しています。

(2) 千歳市保健福祉推進委員会

本委員会は保健福祉部長を委員長、こども福祉部長を副委員長、庁内の次長職を委員として構成し、保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進することを目的として設置しています。第5期計画の体系や各施策の取組内容について、各部局の視点で総合的な検討を行いました。

(3) 第5期千歳市地域福祉計画策定のためのアンケート

千歳市民の地域活動の実態や課題、今後の意向などを把握し、施策の検討や計画策定に反映することを目的として、市民と民生委員児童委員を対象とした意識調査を実施しました。

① 市民

調査人数：令和6年6月3日現在、千歳市内に在住の16歳以上の市民2,000人

調査方法：郵送により調査票を発送し、回答は返信封筒、またはインターネットによる回答

調査期間：令和6年7月3日（水）～22日（月）

回収状況：639件（回収率32.0%）

② 民生委員児童委員

調査人数：令和6年6月1日現在、市内の民生委員児童委員207人

調査方法：会議において配付及び回収

調査期間：令和6年6月28日（金）～8月21日（水）

回収状況：199件（回収率96.1%）

※民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員児童委員は、地域の状況をよく把握していて、地域福祉活動への熱意があるなどの要件を満たす方が委嘱されます。自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。

※パブリックコメント

市の基本的な計画や条例等の制定・改廃に際して、事前にその案を公表し、広く市民等から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由および市の考え方を公表するものです。

(4) 第5期千歳市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

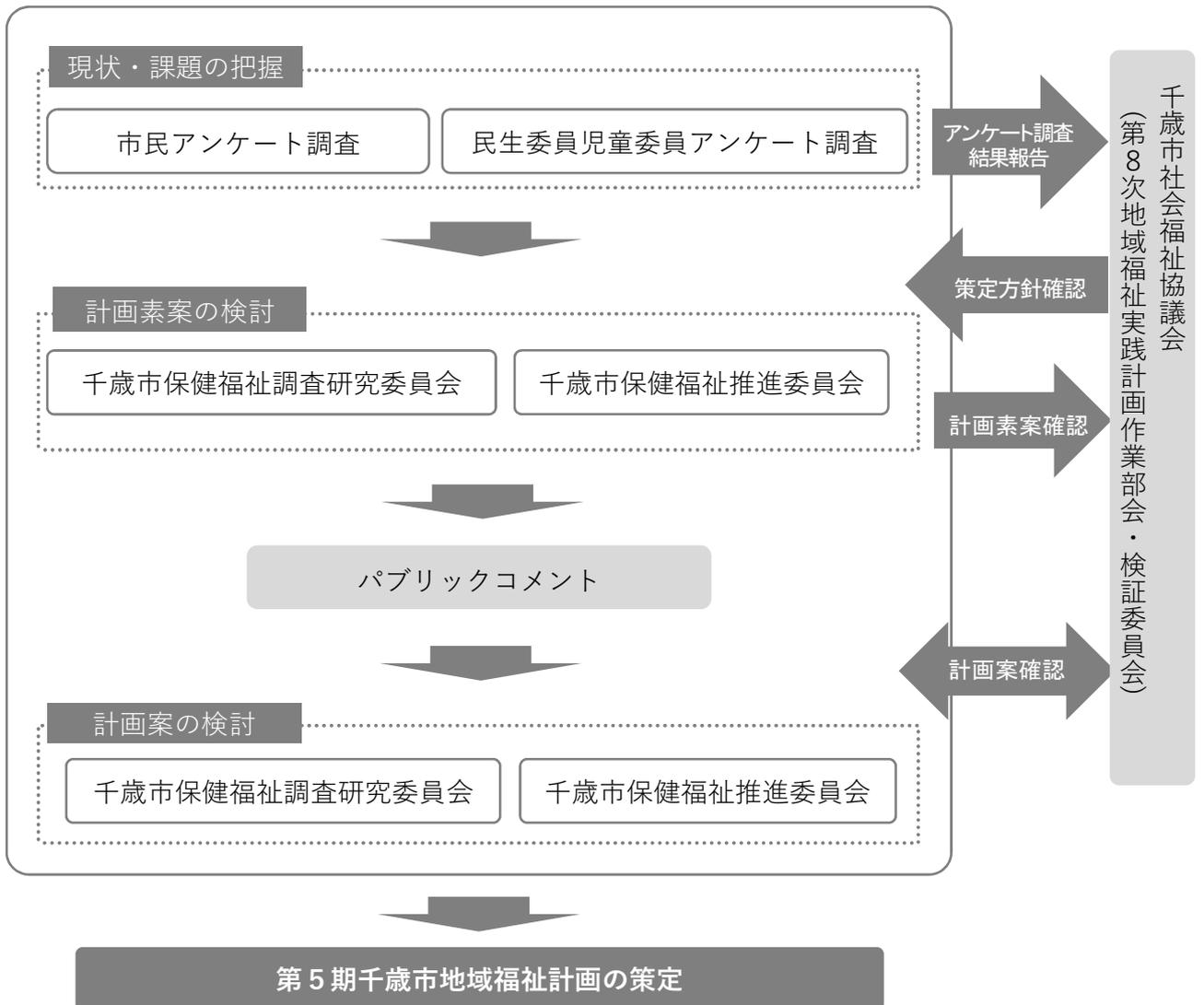
計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、パブリックコメントを実施しました。

実施時期：令和6年12月中旬～令和7年1月中旬（約1か月間）

実施方法

- ・ 計画素案及び概要版の公表：市ホームページでの公開、公共施設等での素案（概要版）の設置
- ・ 市民からの意見の回収方法：郵送、窓口提出、ファックス、メール、窓口への持参

【図表 1.4.1】 計画策定体制



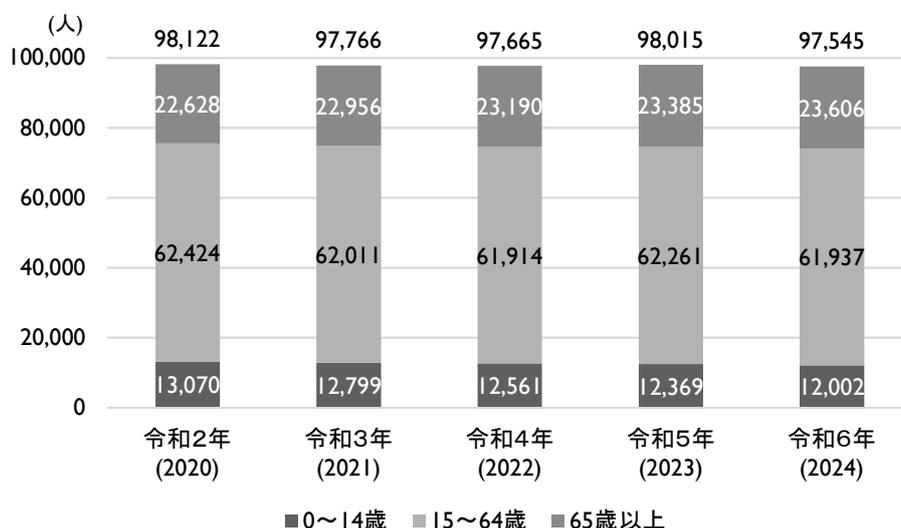
第2章 地域社会の現状と課題

1 千歳市の概況

(1) 人口

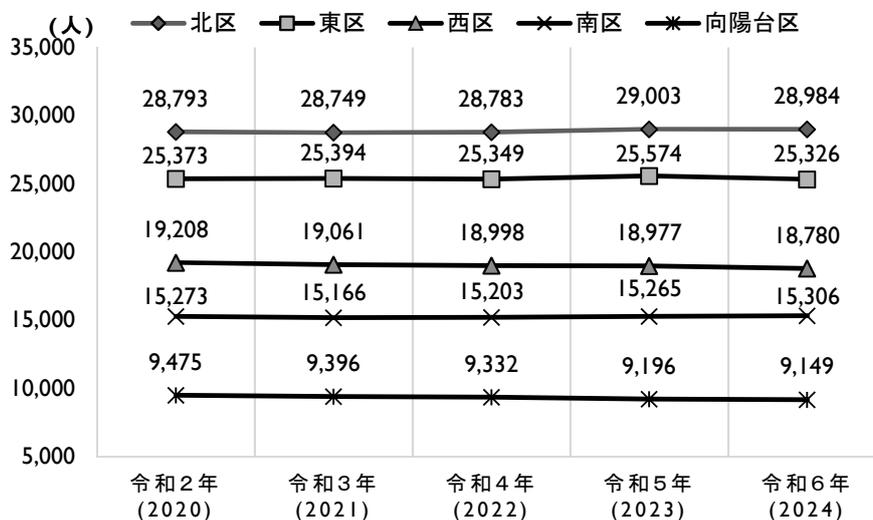
千歳市の人口は令和2年(2020)では98,122人でしたが、令和6年(2024)には97,545人と、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいとなっています。年齢別にみると、65歳以上は増加していますが、64歳以下は減少しています。日常生活圏域の地区別でみると、北区、東区、南区でほぼ横ばい、西区・向陽台区では減少しています。

【図表 2.1.1.1】人口の推移



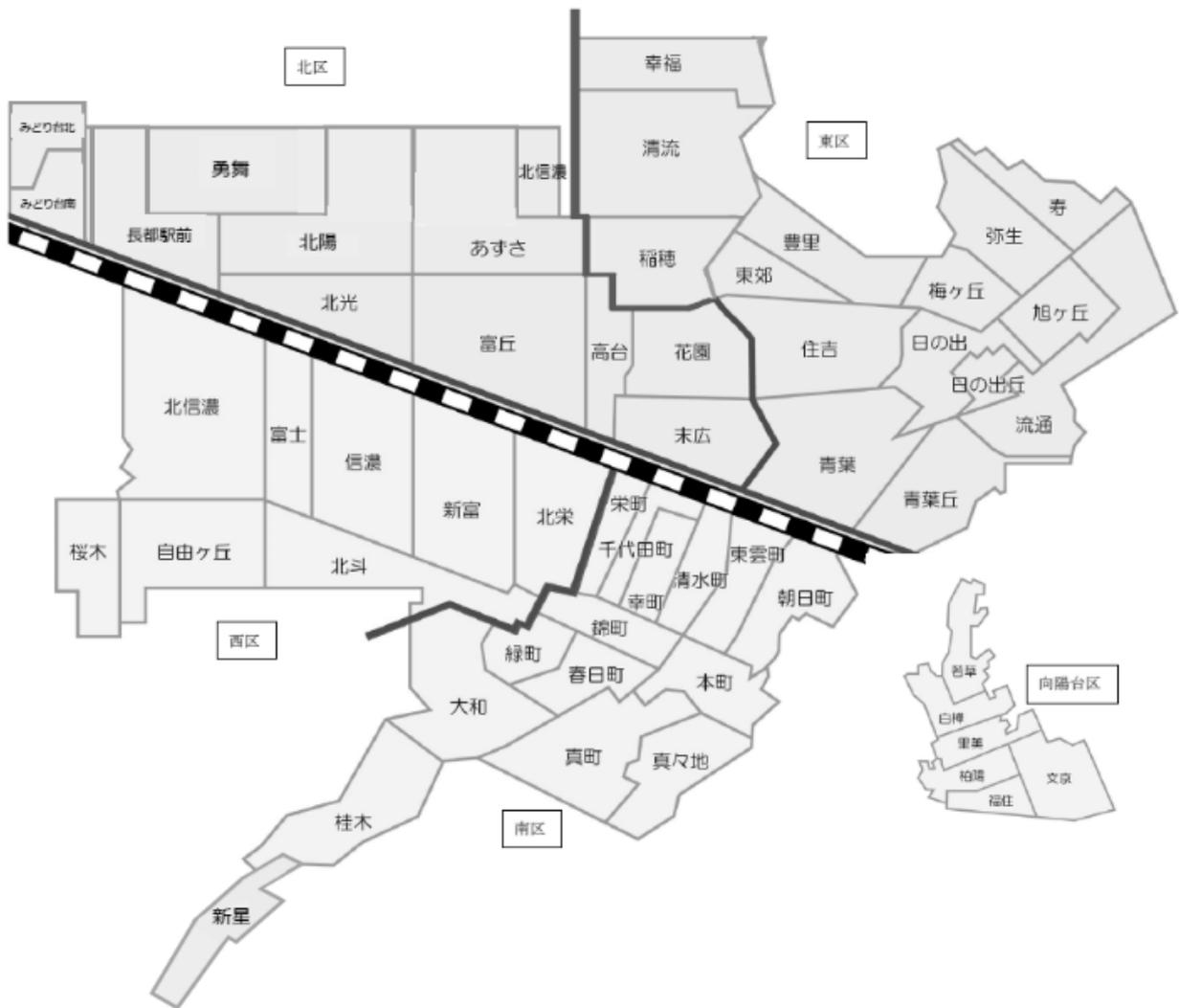
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【図表 2.1.1.2】地区別人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【図表 2.1.1.3】 日常生活圏域※



圏域名	町名
北区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加
東区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越
西区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都
南区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新星、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢

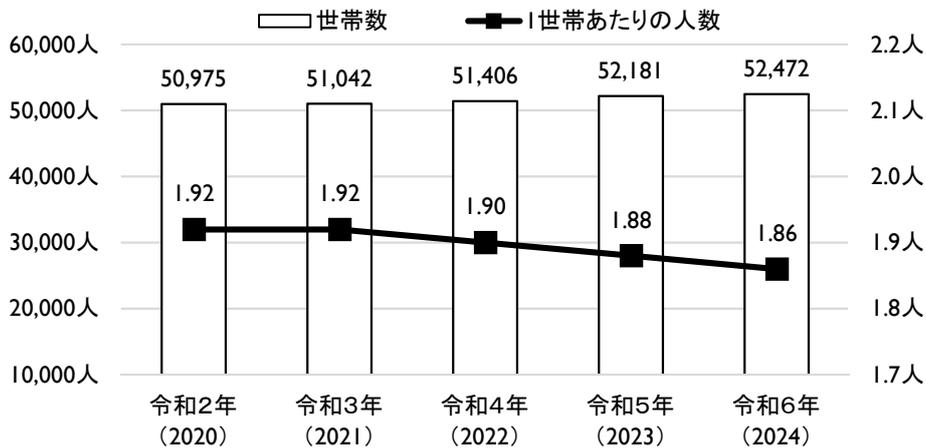
※日常生活圏域

介護保険事業計画において、市町村ごとに定められる地域の範囲です。地理的条件や人口、交通事情などを勘案し、市民が日常生活を営んでいる地域を定めます。日常生活圏域においては、医療や介護、生活支援サービスなどが必要となった時、おおむね30分以内にそれらのサービスが提供されることをめざしています。

(2) 世帯数

世帯数は令和2年(2020)では50,975世帯でしたが、令和6年(2024)には52,472世帯と増加しています。一方、一世帯あたりの人口では減少が続いており、令和2年(2020)には1.92人でしたが、令和6年(2024)には1.86人となっています。

【図表 2.1.2】世帯数の推移

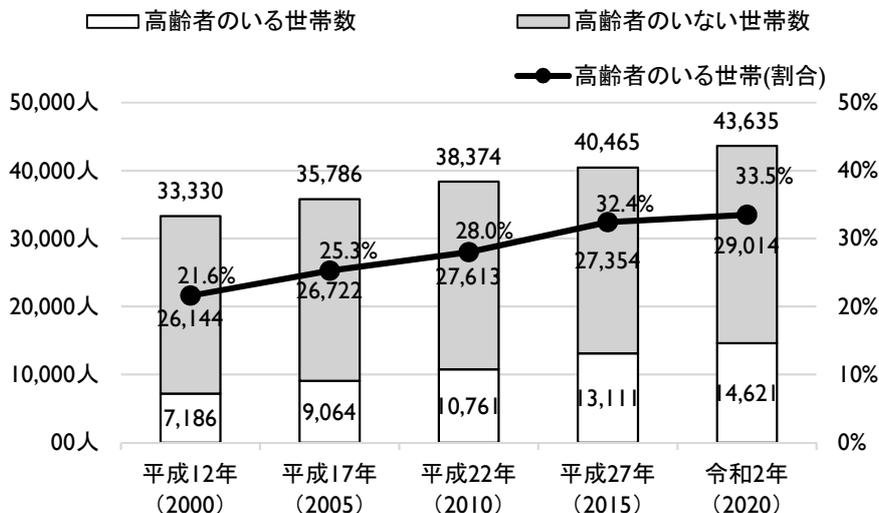


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、平成12年(2000)では7,186世帯でしたが、令和2年(2020)には14,621世帯と増加しています。また、世帯全体に占める高齢者のいる世帯の割合も、平成12年(2000)では21.6%でしたが、令和2年(2020)には33.5%と11.9ポイント高くなっています。

【図表 2.1.3】高齢者世帯の推移

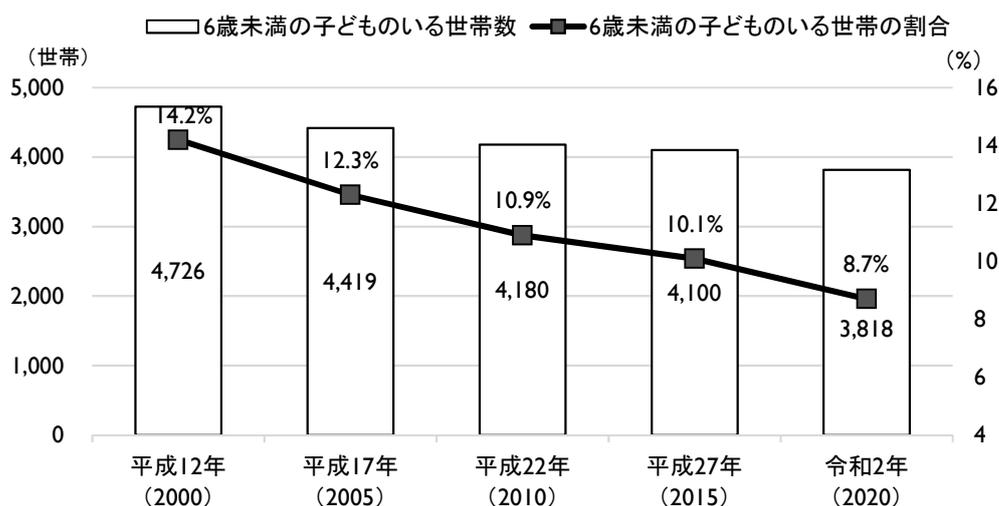


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 子どものいる世帯

6歳未満親族のいる世帯は、平成12年(2000)では4,726世帯でしたが、令和2年(2020)には3,818世帯となっており、減少しています。また、全世帯における6歳未満の子どものいる世帯の割合は、平成12年(2000)では14.2%でしたが、令和2年(2020)には8.7%と5.5ポイント減少しています。

【図表 2.1.4】 6歳未満親族のいる世帯の推移

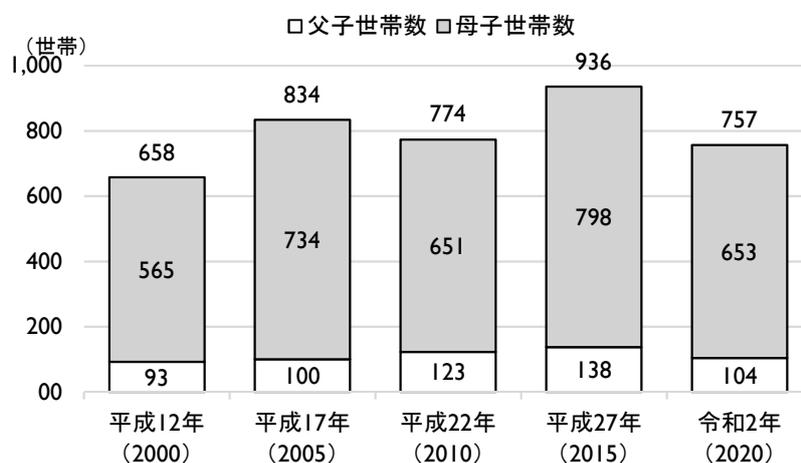


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) ひとり親世帯数

ひとり親世帯は、平成12年(2000)では658世帯でしたが、令和2年(2020)には757世帯と、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。また、世帯別では、平成12年(2000)は父子世帯が93人、母子世帯が565人でしたが、年度により増減があるものの、令和2年(2020)は父子世帯が104人、母子世帯が653人と増加傾向となっています。

【図表 2.1.5】 ひとり親世帯の推移



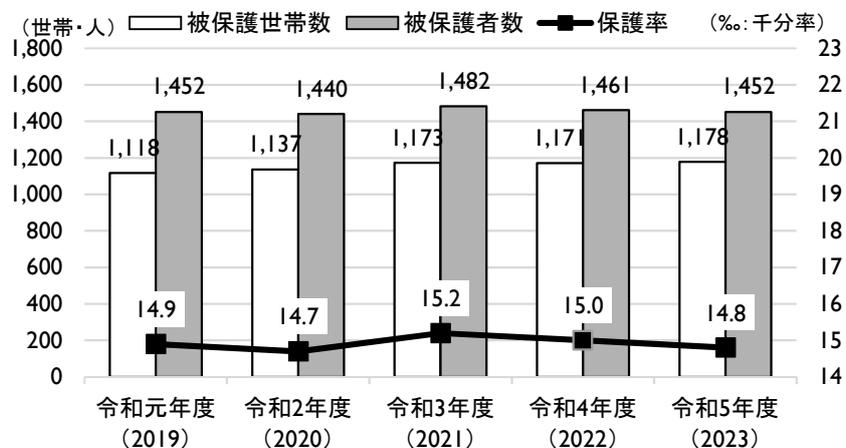
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 福祉サービスを必要とする人

(1) 生活保護受給者

被保護者は、令和元年度（2019）では1,452人でしたが、令和5年度（2023）には1,452人と年度により増減はあるものの、横ばいとなっています。また、被保護世帯数は、令和元年度（2019）では1,118人でしたが、令和5年度（2023）には1,178人と、年度により増減があるものの、ほぼ横ばい、人口1,000人あたりの生活保護受給者の割合を示す保護率は、令和元年度（2019）では14.9%でしたが、令和5年度（2023）では14.8%と、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいとなっています。

【図表 2.2.1】生活保護受給者の推移

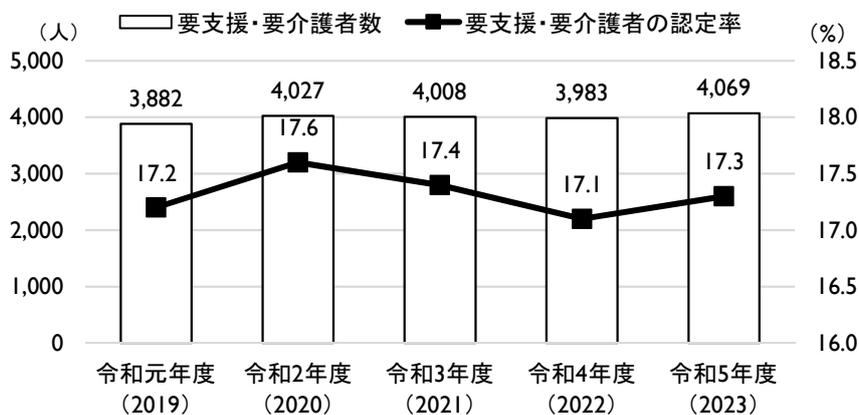


資料：千歳市福祉課

(2) 要支援・要介護者

要支援・要介護者数は、令和元年度（2019）では3,882人でしたが、令和5年度（2023）には4,069人と、年度により増減はあるものの、増加傾向となっています。また、要支援・要介護者の認定率は、令和元年度（2019）では17.2%でしたが、令和5年度（2023）には17.3%と、ほぼ横ばいとなっています。

【図表 2.2.2】要支援・要介護者数の推移

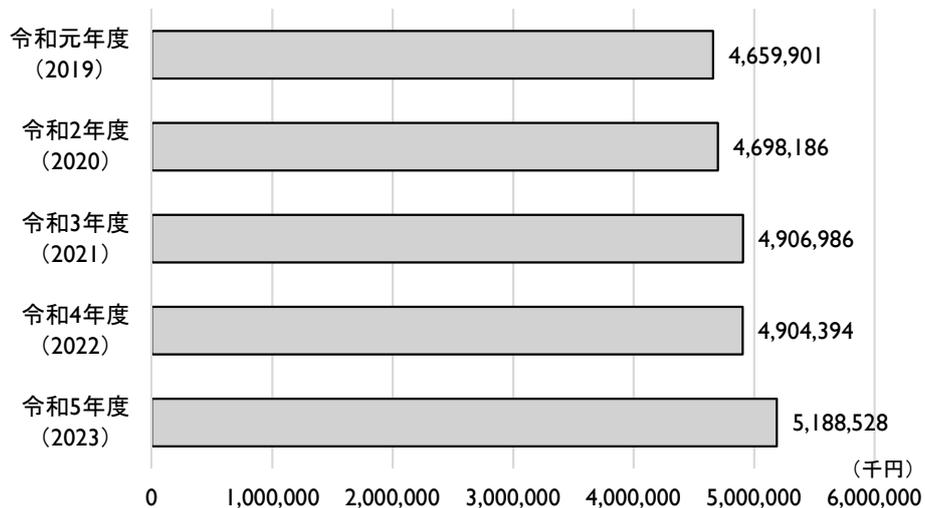


資料：千歳市高齢者支援課

(3) 介護給付費

介護給付費は、令和元年度（2019）では46億5,990万1千円でしたが、令和5年度（2023）には51億8,852万8千円となっており、増加しています。

【図表 2.2.3】 介護給付費の推移

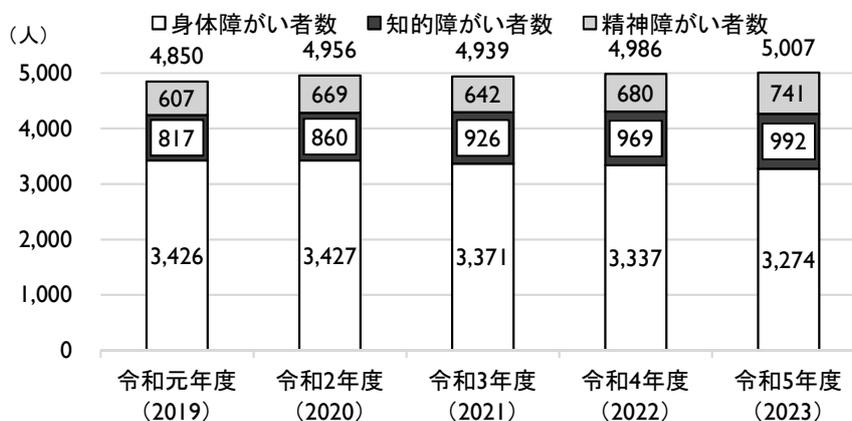


資料：千歳市高齢者支援課

(4) 障がい者数（手帳交付者数）

障がい者数（手帳交付者数）は、令和元年度（2019）では4,850人でしたが、令和5年度（2023）には5,007人となっており、増加しています。また、障がい別では、令和元年度（2019）の身体障がい者数は3,426人、知的障がい者数は817人、精神障がい者数は607人でしたが、令和5年度（2023）の身体障がい者数は3,274人、知的障がい者数は992人、精神障がい者数は741人と、身体障がい者数は減少しているものの、知的障がい者数と精神障がい者数は増加しています。

【図表 2.2.4】 障がい者数の推移



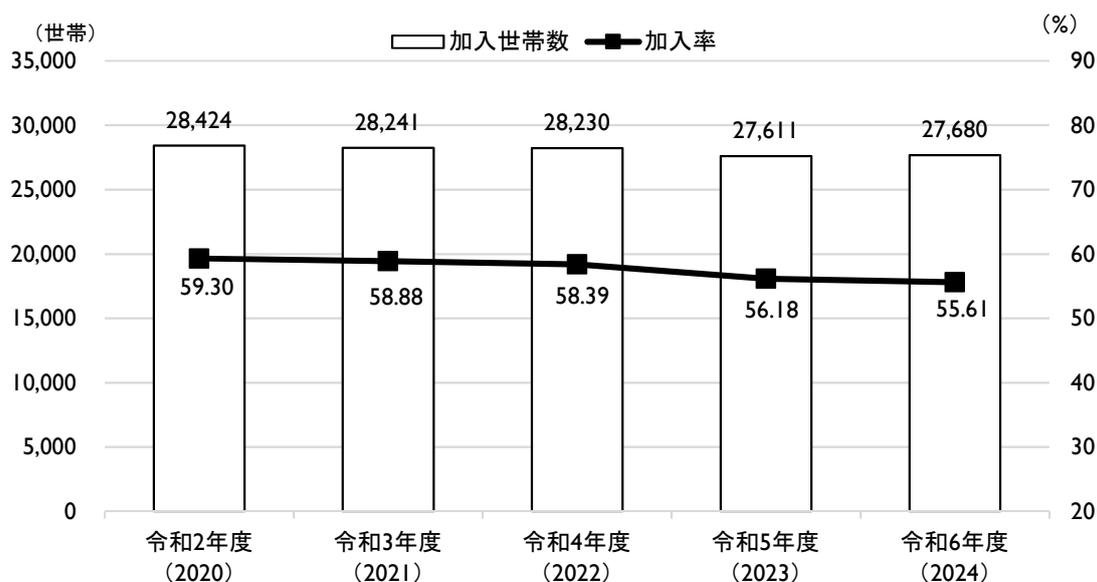
資料：千歳市障がい者支援課

3 地域活動

(1) 町内会・自治会

町内会・自治会の加入世帯数は、令和2年度(2020)は28,424世帯でしたが、令和6年度(2024)には27,680世帯となっており、減少傾向にあります。また、加入率も令和2年度(2020)では59.30%でしたが、令和6年度(2024)には55.61%と減少しています。

【図表 2.3.1】 町内会・自治会の加入世帯の推移

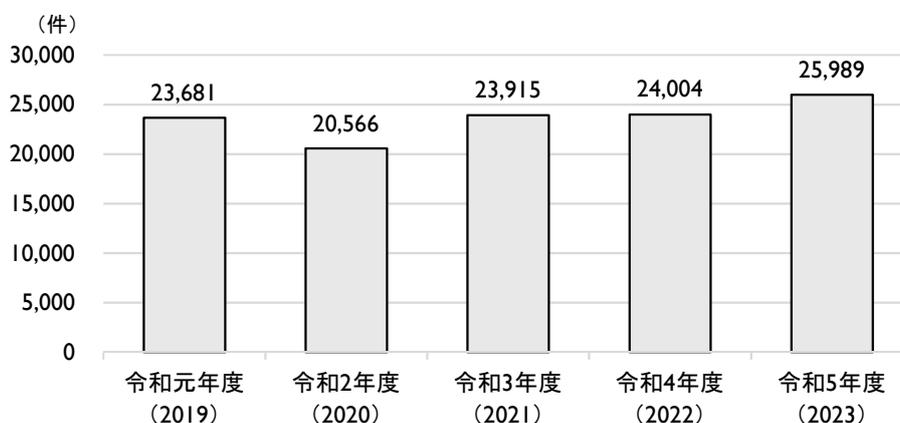


資料：千歳市町内会連合会

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の活動実績（訪問・相談件数）は令和元年度（2019）では23,681件でしたが、令和5年度（2023）には25,989件となっており、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。

【図表 2.3.2】 民生委員・児童委員の活動実績（訪問・相談件数）の推移



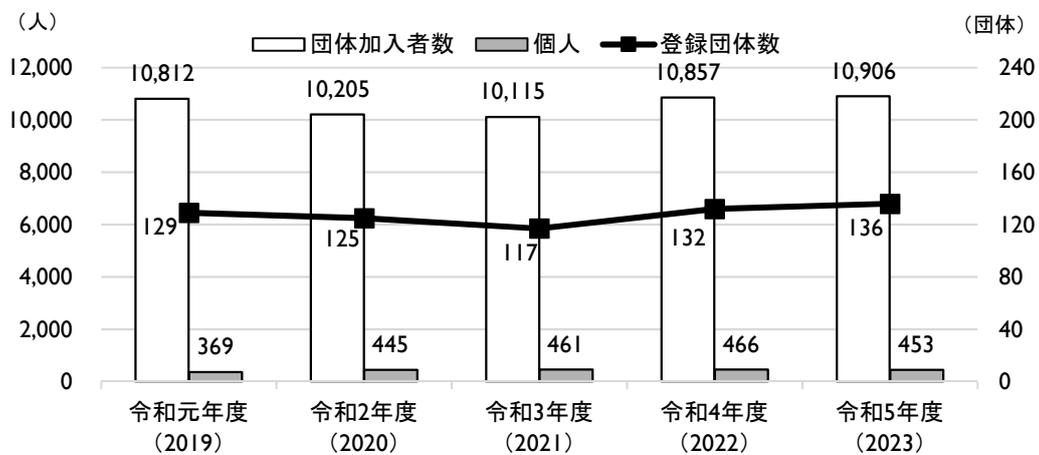
資料：千歳市福祉課

(3) ボランティアセンター

ボランティアセンター登録団体の人数は、令和元年度（2019）では 10,812 人でしたが、令和 5 年度（2023）には 10,906 人と、年度により増減はあるものの、増加傾向となっています。

なお、ボランティアセンターに登録している個人の人数は、令和元年度（2019）では 369 人でしたが、令和 5 年度（2023）には 453 人と、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。また、登録団体数は、令和元年度（2019）では 129 団体でしたが、令和 5 年度（2023）には 136 団体と、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。

【図表 2.3.3】 ボランティアセンターに登録する団体等の推移

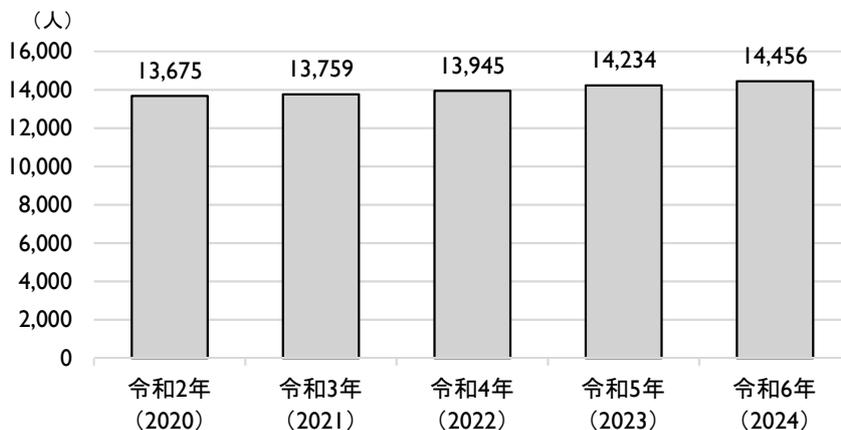


資料：千歳市社会福祉協議会

(4) 災害時要配慮者

災害時要配慮者登録数は、令和 2 年（2020）では 13,675 人でしたが、令和 6 年（2024）には 14,456 人となっており、増加しています。

【図表 2.3.4】 災害時要配慮者登録数の推移



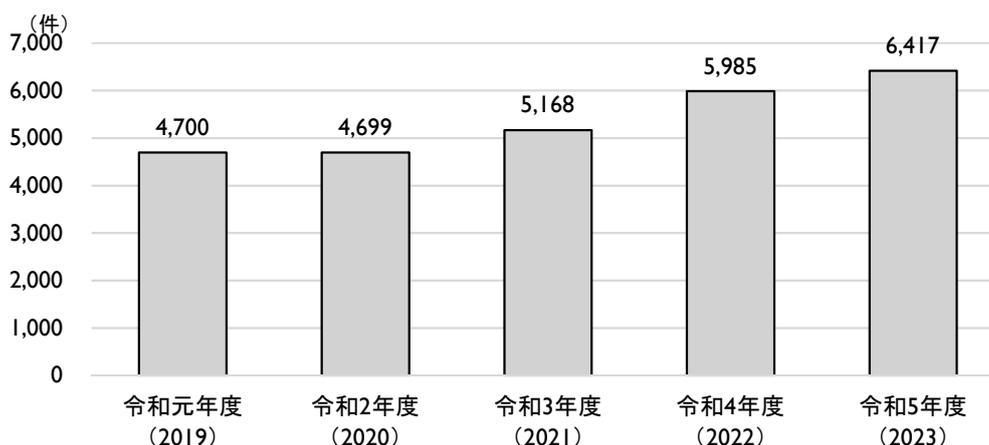
資料：千歳市福祉課（各年 5 月 1 日現在）

4 各種相談窓口

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センター※における相談件数は、令和元年度（2019）では 4,700 件でしたが、令和 5 年度（2023）には 6,417 件となっており、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。

【図表 2.4.1】 地域包括支援センターにおける相談件数の推移

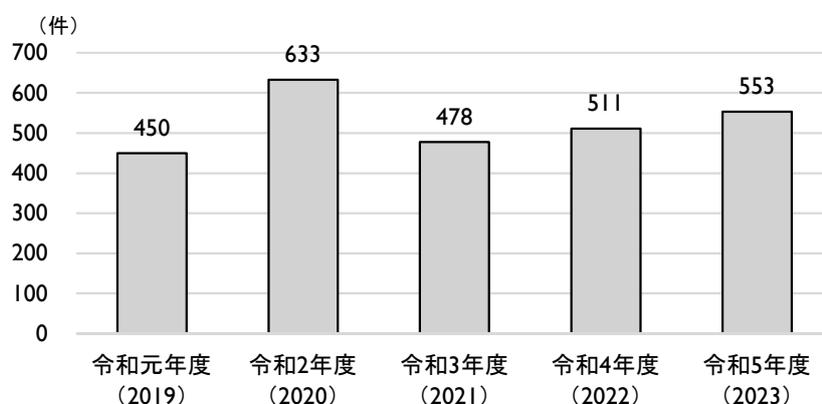


資料：千歳市高齢者支援課

(2) 子育てに関する相談

子育てに関する相談は、令和元年度（2019）では 450 件でしたが、令和 5 年度（2023）には 553 件となっており、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。

【図表 2.4.2】 子育てに関する相談件数の推移



資料：千歳市子育て総合支援センター

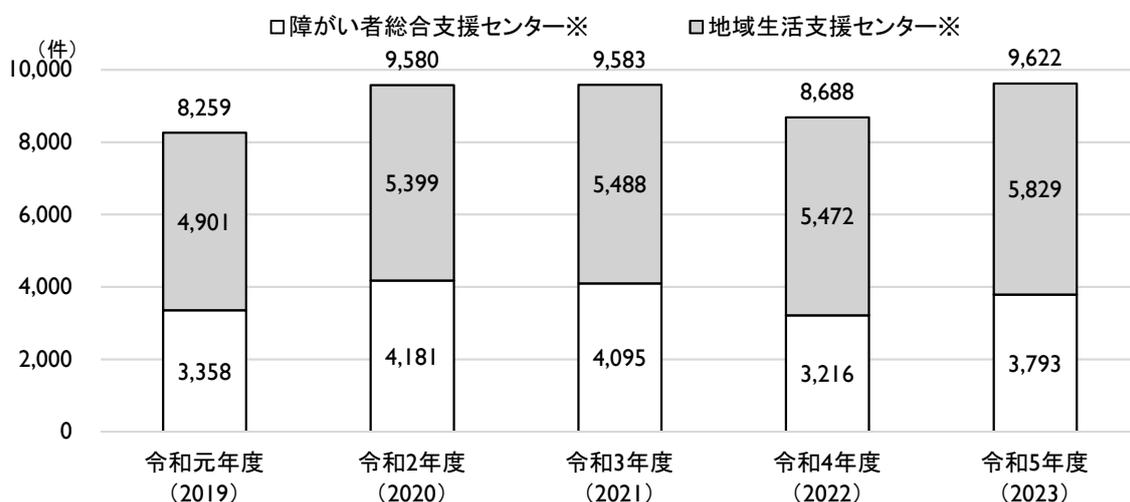
※地域包括支援センター

介護保険法に定められた施設で、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

(3) 障がいに関する相談

障がいに関する相談件数は、令和元年度（2019年）では8,259件でしたが、令和5年度（2023）には9,622件となっており、年度により増減があるものの、増加傾向となっています。

【図表 2.4.3】 障がいに関する相談件数の推移

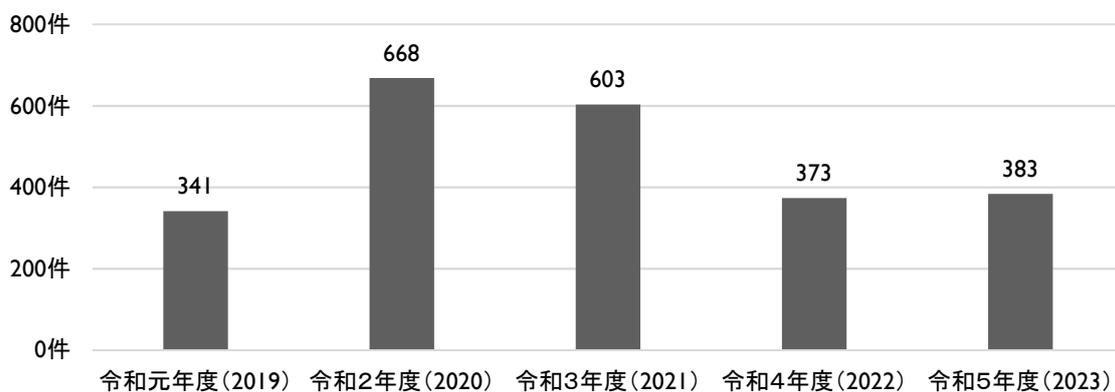


資料：千歳市障がい者支援課

(4) 生活困窮に関する相談

生活困窮に関する新規相談件数は、令和元年度（2019年）では341件でしたが、令和5年度（2023）には383件となっており、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいとなっています。

【図表 2.4.4】 生活困窮に関する相談件数の推移



資料：千歳市福祉課

※千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）

障がいのある人と家族や支援者を対象に、生活全般、対人関係、社会資源や諸制度の利用などについて、総合的な相談対応を行っています。

※千歳地域生活支援センター

精神保健福祉士などの専門的職員を配置し、精神障がいのある人に対する専門的な相談支援のほか、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行っています。

5 アンケート調査からみる地域の状況

(1) 市民アンケート調査の概要

① 調査の目的

千歳市民の地域活動の状況や感じている地域課題、市の施策に対する意見等について把握することにより、計画策定と今後の施策検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の方法

ア 調査対象

令和6年6月3日現在、千歳市内に在住の16歳以上の市民

イ サンプル数と抽出方法

上記対象者について、住民基本台帳から2,000人を無作為抽出

ウ 調査方法

調査票を郵送し、返信用封筒で回答かインターネットによる回答

エ 調査期間

令和6年7月3日（水）～令和6年7月22日（月）

オ 回収状況

回収数 639件（32.0%）

うち有効数 633件（31.7%）

カ 調査属性

性別 男性 298件 女性 315件 回答しない9件、無回答11件

年齢 16～19歳 19件、20～29歳 42件、30～39歳 63件、40～49歳 97件、50～59歳 111件、60～69歳 109件、70～79歳 115件、80歳以上 66件、無回答11件

	調査数	就業状態・職業											
		働いていない（無職・年金・休職・求職休業中を含む）	家事専業	自営業（農業・林業・水産業）	自営業・自由業（工業・サービス業・専門職）	会社員	パート・アルバイト	派遣社員	公務員・団体職員	高校生・学生（職業訓練含む）	その他	無回答	
全体	633	25.9	10.9	1.4	4.9	21.6	15.5	0.9	10.9	3.3	2.7	1.9	
性別	男性	298	29.9	-	2.0	5.4	28.9	7.0	1.3	18.5	3.7	3.0	0.3
	女性	315	23.8	21.9	0.6	3.8	15.2	23.8	0.6	4.1	2.9	2.5	0.6
	回答しない	9	-	-	11.1	22.2	22.2	22.2	-	11.1	11.1	-	-
	無回答	11	-	-	-	9.1	9.1	-	-	-	-	-	81.8
年齢別	16～19歳	19	-	-	-	-	10.5	-	-	-	89.5	-	-
	20～29歳	42	2.4	2.4	-	-	35.7	16.7	2.4	23.8	9.5	7.1	-
	30～39歳	63	6.3	15.9	1.6	-	31.7	19.0	3.2	19.0	-	3.2	-
	40～49歳	97	2.1	8.2	1.0	3.1	36.1	20.6	-	26.8	-	1.0	1.0
	50～59歳	111	8.1	9.0	2.7	9.9	34.2	20.7	-	11.7	-	2.7	0.9
	60～69歳	109	25.7	15.6	1.8	5.5	20.2	20.2	1.8	6.4	-	2.8	-
	70～79歳	115	58.3	12.2	1.7	7.8	4.3	10.4	0.9	0.9	-	2.6	0.9
	80歳以上	66	80.3	12.1	-	1.5	-	3.0	-	-	-	3.0	-
無回答	11	-	9.1	-	9.1	-	-	-	-	-	-	81.8	

(2) 市民アンケート調査結果

①相談支援体制について

福祉サービスを安心して利用できる仕組が整っていると感じているのは約5割となっています。安心して福祉サービスを利用するために、手助けをする側と受ける側の情報を共有することによって、相互の理解を深めることが重要と考えられます。

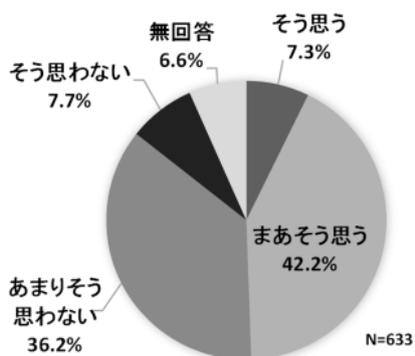
家族や親類、友人・知人以外にも、地域で困りごとを相談できる相手が必要であり、また、安心して相談できる専門機関の存在を周知し、活用を促すことが重要です。

「福祉サービスを必要としたときに、確実に安心して利用できるまちだと思う」と回答した住民は49.5%です（「そう思う」7.3%、「まあそう思う」42.2%）。

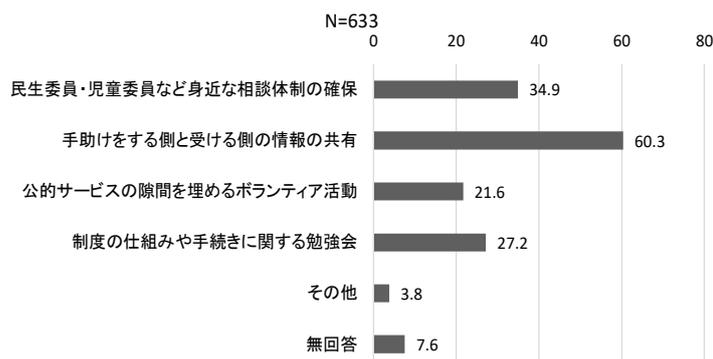
福祉サービスを確実に安心して利用できるようにするために力を入れるべき活動としては、「手助けをする側と受ける側の情報の共有」（60.3%）、「民生委員・児童委員など身近な相談体制の確保」（34.9%）が上位となっています。

【図表 2.5.1】

千歳市の暮らしについて、福祉サービスを必要としたときに、確実に安心して利用できるまちだと思いますか。



福祉サービスを確実に安心して利用できるようにするために、今後、より力を入れて行うべきだと思う取組は何ですか。（複数回答）

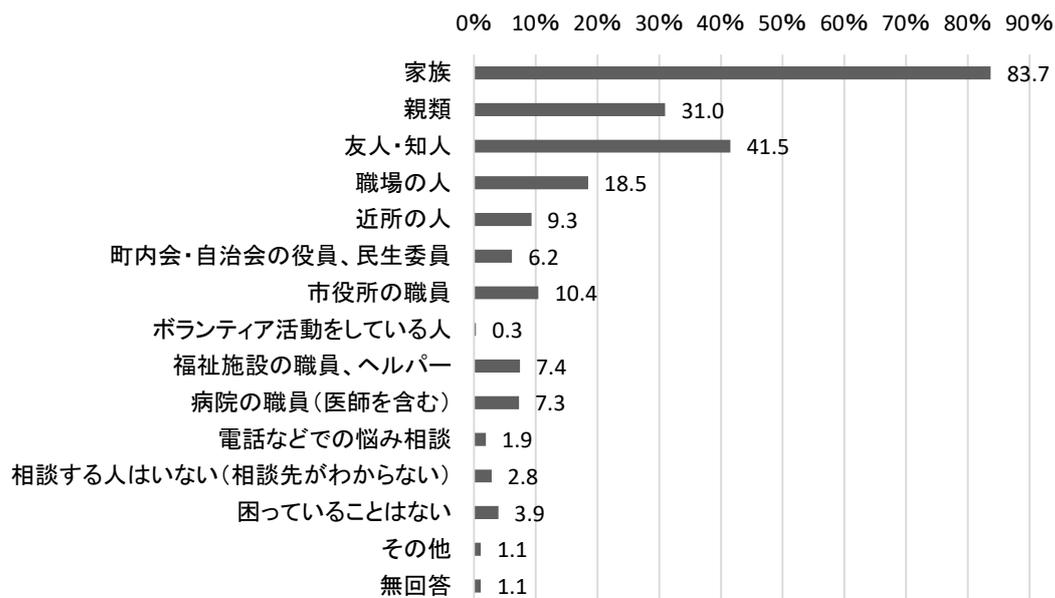


日々の困りごとの相談相手としては、「家族」(83.7%)、「友人・知人」(41.5%)、「親類」(31.0%)が上位となっています。また、「町内会・自治会の役員、民生委員」6.2%、「市役所の職員」は10.4%にとどまっています。

【図表 2.5.2】

日々の暮らしで困りごとがあり、相談や手助けが必要になったとき、相談する人は誰ですか。(複数回答)

N=633



②総合的な相談支援体制（再犯防止の取組推進）

再犯防止（犯罪を起こした人が立ち直り、再び犯罪をしないようにすること）への協力について、肯定的な人と否定的な人の割合がそれぞれ約4割となっています。

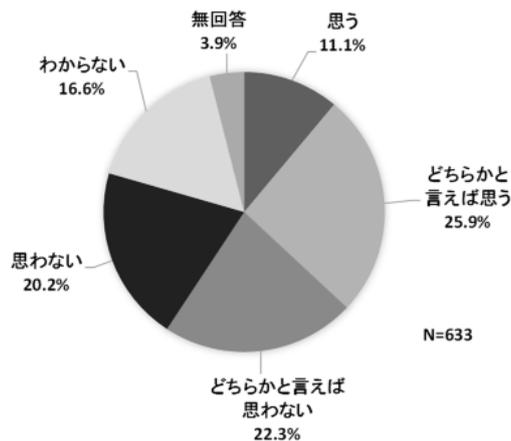
再犯防止に協力している民間協力者等について、「保護司」の認知度は約5割と高いものの、「わからない」とほぼ同じ割合になっています。

犯罪や非行のない地域社会をつくる更生保護の取組について、市民の理解を深めるための取組が必要です。

「再犯防止に協力したいと思う」と答えた人は37.0%（「思う」11.1%、「どちらかと言えば思う」25.9%）で、「再犯防止に協力したいと思わない」と答えた人は42.5%（「どちらかと言えば思わない」22.3%、「思わない」20.2%）で、「わからない」と答えた人は16.6%です。

【図表 2.5.3】

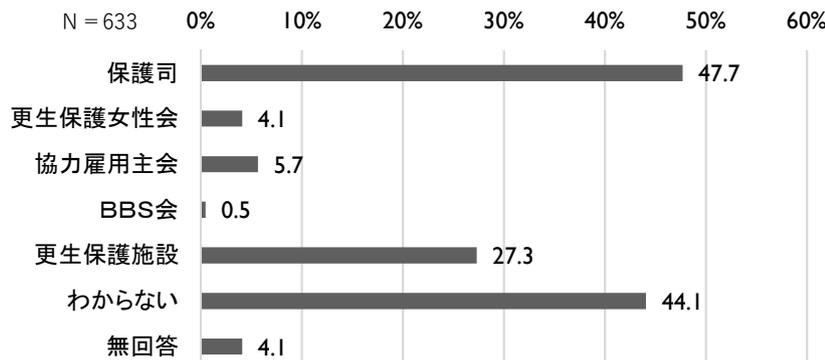
再犯防止に協力したいと思いますか。



再犯防止に協力している民間協力者等の認知度について、「保護司」が47.7%、「わからない」が44.1%、「更生保護施設」が27.3%となっています。

【図表 2.5.4】

再犯防止に協力している民間協力者等を知っていますか。(複数回答)



③包括的な連携体制（重層的支援体制整備の推進）

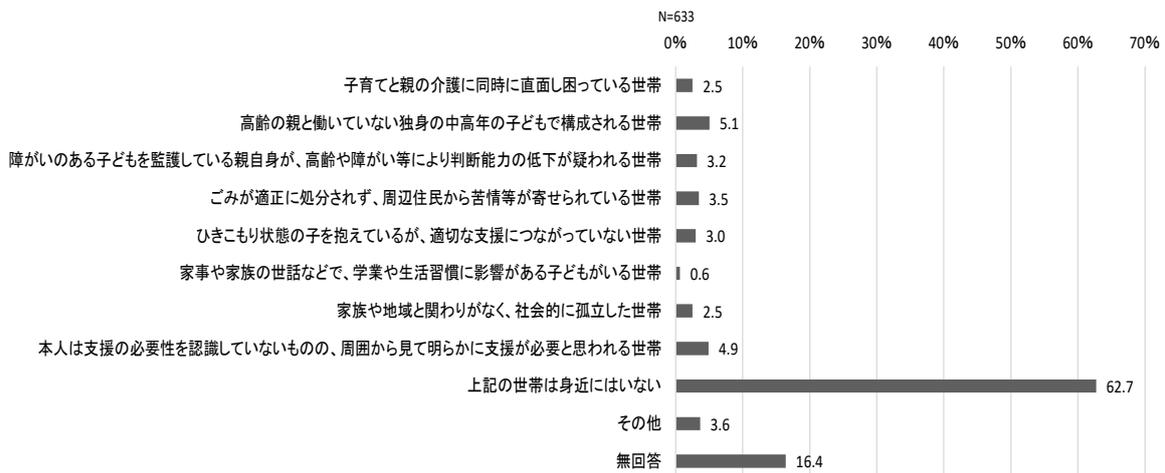
制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える世帯について、約6割の人が「身近にはいない」と答えていますが、公的福祉サービスでは対象とならない生活課題が生じている世帯や、1つの世帯に複数の課題がある世帯も存在しています。

このような課題を抱える世帯の課題解決には、様々な関係機関の連携による包括的な支援体制を整備することが必要です。

身近での制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える世帯の有無について、「身近にはいない」と回答した人は62.7%で、「高齢の親と働いていない独身の中高年の子どもで構成される世帯」が5.1%、「本人は支援の必要性を認識していないものの、周囲から見て明らかに支援が必要と思われる世帯」が4.9%となっています。

【図表 2.5.5】

あなたの身近で、制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える次のような世帯がいますか。（複数回答）



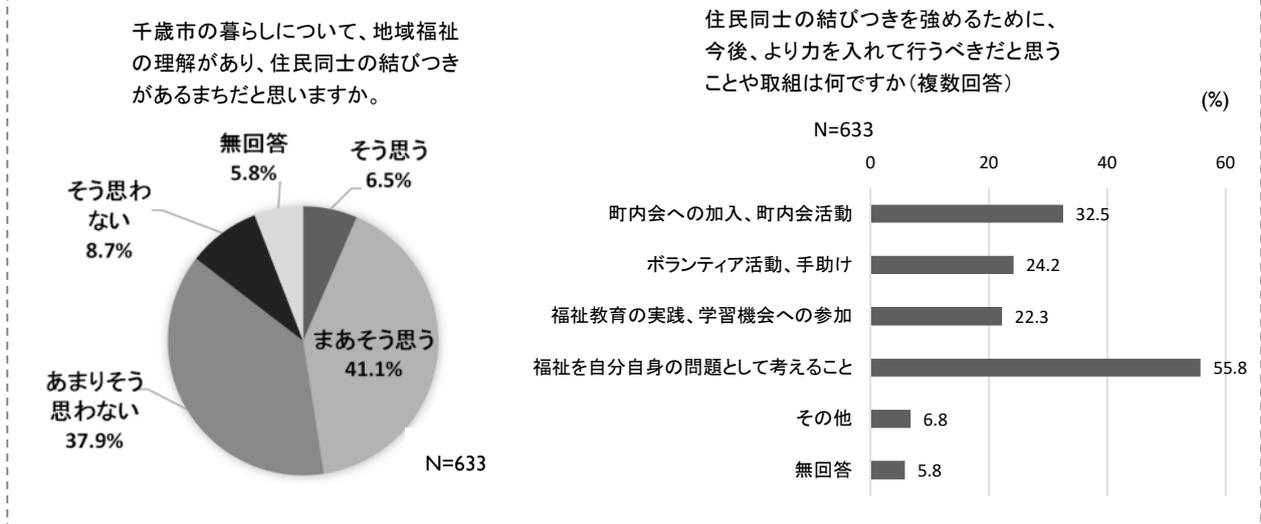
④地域福祉活動における人づくり・意識の醸成・交流推進

地域の結びつきがあると考えている住民は約5割、近所付き合いは「あいさつする程度」が約5割、「立ち話をする」が約2割という結果になっています。地域活動に参加していない人の中でも、約6割が「地域社会の一員として役立ちたい」と考えていることから、これらの人たちが気軽に地域活動に参画してもらえる取組が大切です。

「地域福祉の理解があり、住民同士の結びつきがあるまちだと思う」と回答した住民は47.6%です（「そう思う」6.5%、「まあそう思う」41.1%）。

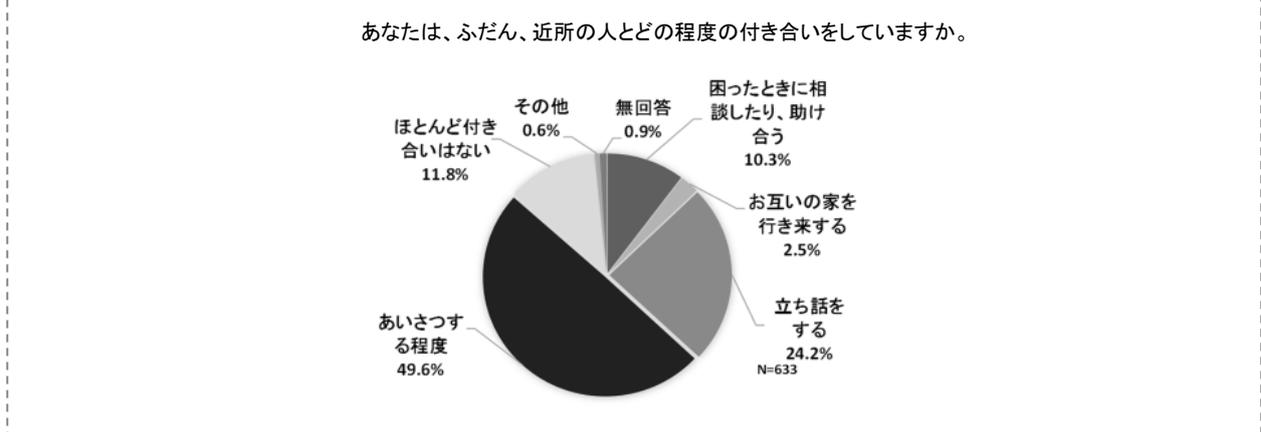
また、住民同士の結びつきを強めるために力を入れるべき取組としては、「福祉を自分自身の問題として考えること」（55.8%）、「町内会への加入、町内会活動」（32.5%）が上位となっています。

【図表 2.5.6】



近所付き合いの程度については、「あいさつする程度」が49.6%と約5割となっており、それほど深くない近所付き合いが多い状況となっています。

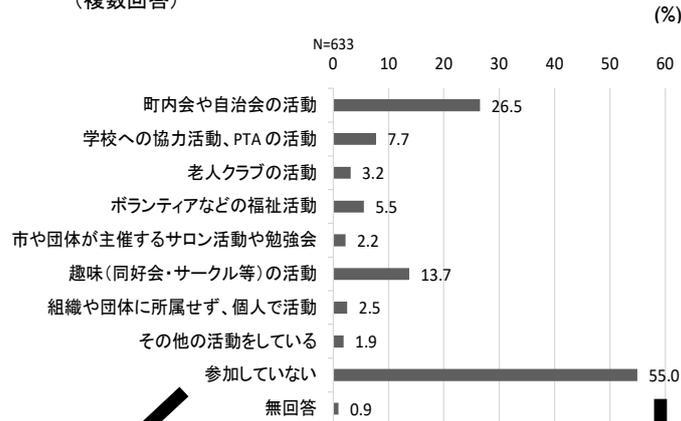
【図表 2.5.7】



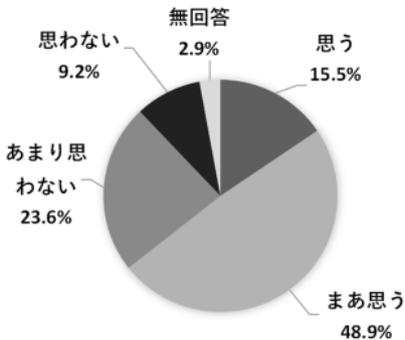
地域活動に「参加していない」と回答した人が55.0%となっており、参加していない理由は、「活動の時間帯や頻度が自分の生活と合わない」(33.0%)、「自分や家族の世話や用事などで、時間がとれない」(31.0%)、「人間関係が面倒だ」(23.6%)が上位となっています。また、「参加していない」と回答した人に、地域社会の一員として役に立ちたいと思うかをたずねたところ、「思う」「まあ思う」を合わせた割合は約6割となっています。

【図表 2.5.8】

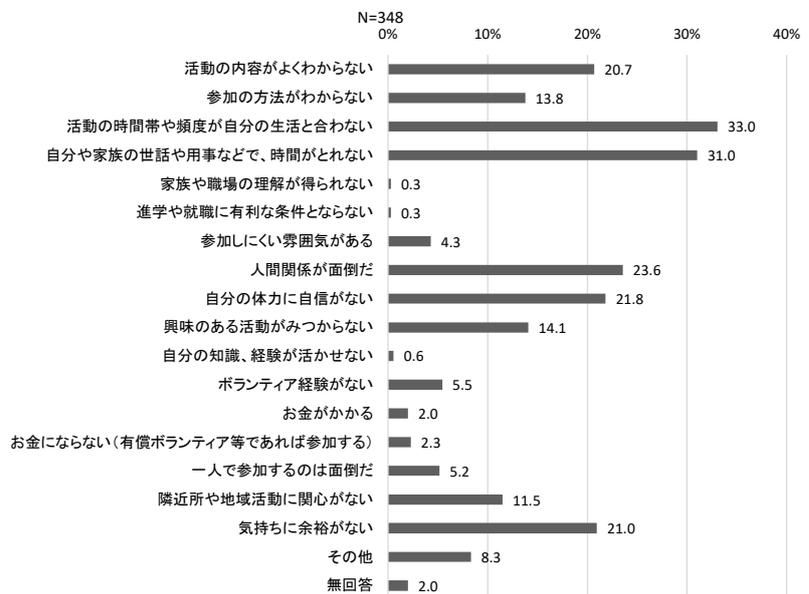
あなたは、日ごろ、次の福祉活動や住民活動に参加していますか。参加している場合、どのような活動に参加していますか。
(複数回答)



地域社会の一員として役に立ちたいと思いますか。



地域活動に参加していない理由は、次のどれですか。
(複数回答)



⑤地域福祉活動を支える人づくりと交流推進

地域活動に参加しやすい仕組が十分に整っていないと思っている住民が約6割となっています。

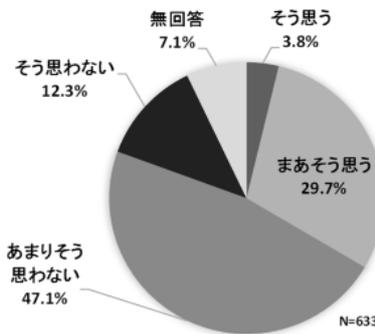
積極的に地域活動に参加するためには、手助けをする側と受ける地域住民の交流を持つこと、地域の実情を把握する人や活動経験の豊富な人を地域の財産として活かすこと、町内会単位にとどまらず、広域的に地域活動を推進することが求められています。

「地域活動に市民の誰もが積極的に参加できる仕組みが整っていると思う」と回答した住民は33.5%です（「そう思う」3.8%、「まあそう思う」29.7%）。

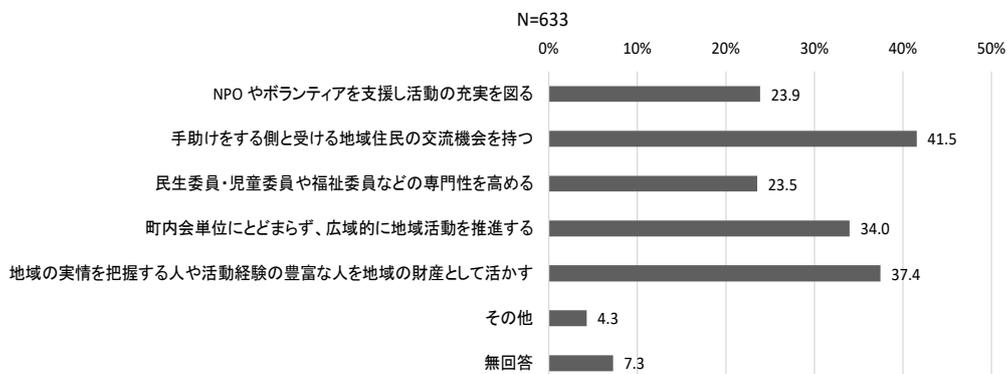
積極的に地域活動に参加できるようにするために力を入れるべき活動については、「手助けをする側と受ける地域住民の交流機会を持つ」（41.5%）、「地域の実情を把握する人や活動経験の豊富な人を地域の財産として活かす」（37.4%）、「町内会単位にとどまらず、広域的に地域活動を推進する」（34.0%）が上位となっています。

【図表 2.5.9】

千歳市の暮らしについて、地域活動に市民の誰もが積極的に参加できる仕組みが整っていると思いますか。



市民の誰もが積極的に地域活動に参加できるようにするために、今後、より力を入れて行うべきだと思う取組は何ですか。（複数回答）

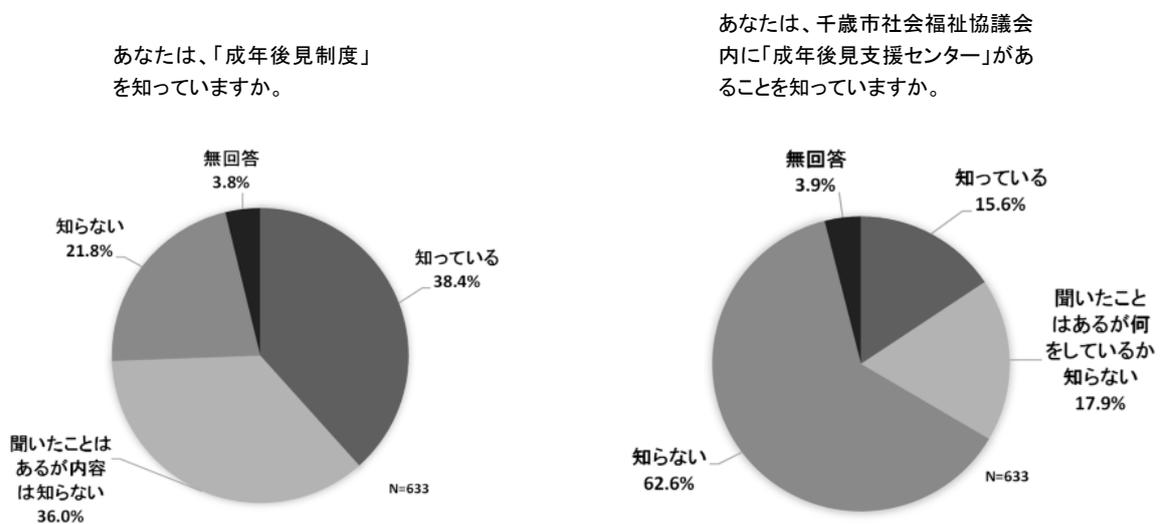


⑥権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進）

成年後見制度の内容や成年後見支援センターの存在を知らない方が約6割となっています。認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に対するニーズが高まっていくことが見込まれることから、成年後見制度の内容等に対する理解を深める取組の推進が必要です。

成年後見制度を知っていると回答した人は38.4%ですが、57.8%の方がその内容を知らない（「聞いたことはあるが内容は知らない」36.0%、「知らない」21.8%）と答えています。また、成年後見支援センターについては、62.6%の方が「知らない」と答えています。

【図表 2.5.10】



⑦防犯防災活動の取組

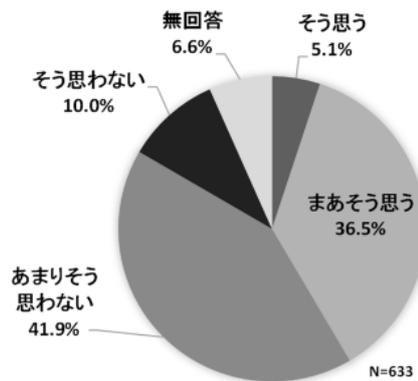
手助けを必要とする人への対応や、防災・防犯の地域活動が積極的に行われていると思っている人は約4割となっており、災害時の要支援者の把握や福祉を必要とする住民の把握・発見する取組を平時から行うことが重要です。

千歳市での暮らしにおいて、「手助けを必要とする人への対応や、防災・防犯の地域活動が積極的に行われていると思う」と回答した住民は41.6%です（「そう思う」5.1%、「まあそう思う」36.5%）。

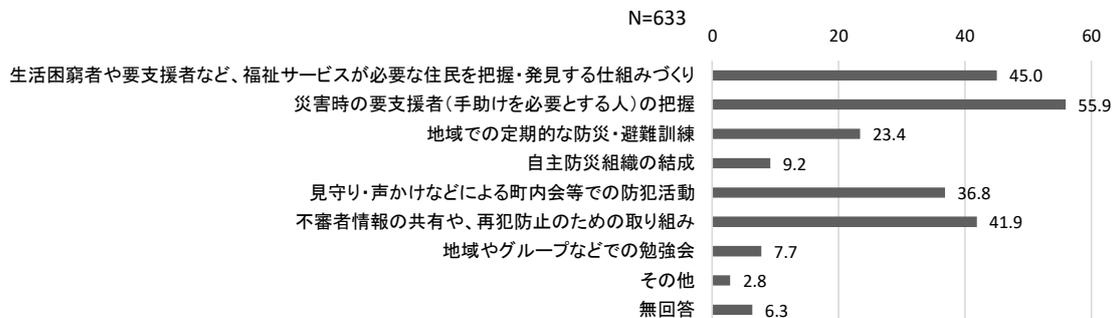
地域内の手助けや防災・防犯のために力を入れるべき取組としては、「災害時の要支援者（手助けを必要とする人）の把握」（55.9%）、「福祉サービスが必要な住民を把握・発見する仕組みづくり」（45.0%）が上位となっています。

【図表 2.5.11】

千歳市の暮らしについて、手助けを必要とする人への対応や、防災・防犯の地域活動が積極的に行われていると思いますか。



地域内の手助けや防災・防犯のために、今後、より力を入れて行うべきだと思う取組は何ですか。（複数回答）



⑧地域環境整備・相談支援体制・地域福祉活動の人づくり

安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門家などの人材が整っていると思う人が約4割となっています。

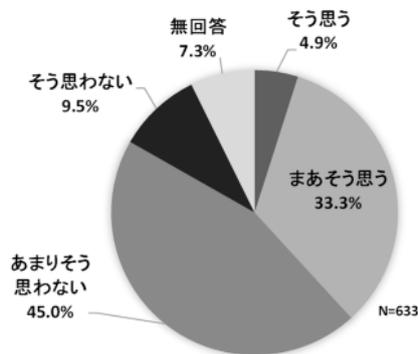
生活基盤や人材を整えるためには、情報のネットワーク化、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携など、地域と行政、関係団体との連携の取組が重要です。

「誰もが安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門家などの人材が整っていると思う」と回答した住民は38.2%です（「そう思う」4.9%、「まあそう思う」33.3%）。

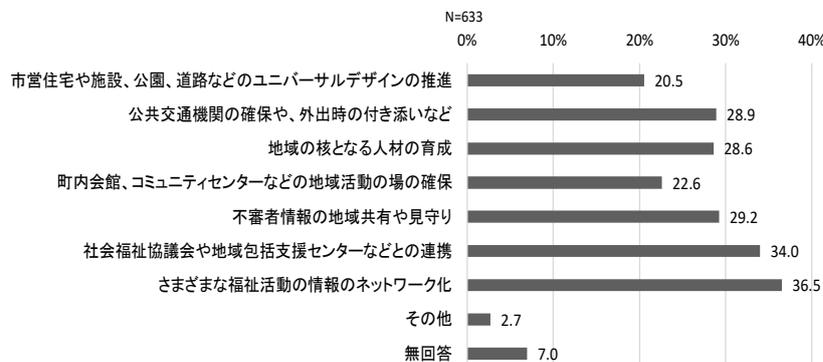
生活基盤や人材を整えるために力を入れるべき活動については、「さまざまな福祉活動の情報のネットワーク化」（36.5%）、「社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携」（34.0%）、「不審者情報の地域共有や見守り」（29.2%）が上位となっています。

【図表 2.5.12】

千歳市の暮らしについて、誰もが安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門家などの人材が整っていると思いますか。



生活基盤や福祉事業者、専門家などの人材を整えるために、今後、より力を入れて行おうべきだと思う取組は何ですか。（複数回答）



(3) 民生委員児童委員アンケート調査の概要

① 調査の目的

民生委員児童委員の地域活動の状況や感じている地域課題、市の施策に対する意見等について把握することにより、計画策定と今後の施策検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の方法

ア 調査対象

令和6年6月1日現在、千歳市内の民生委員児童委員 207人

イ 調査方法

会議において調査票を配布及び回収

エ 調査期間

令和6年6月28日(金)～令和6年8月21日(水)

オ 回収状況

回収数 199件 (96.1%)

うち有効 199件 (96.1%)

カ 調査属性

性別 男性 78件 女性 120件 回答しない 1件

年齢 40～49歳 7件、50～59歳 20件、60～69歳 77件、70～79歳 91件、80歳以上 4件

(4) 民生委員児童委員アンケート調査結果

①身近な地域での相談支援体制

民生委員児童委員は40歳から80歳以上の方で構成されていますが、8割以上が60歳以上で若い世代が少なく、活動する上でメンバーの固定化や高齢化、仕事や家庭の事情などによる活動時間の確保、個別相談への関わりの難しさといった課題が挙げられています。

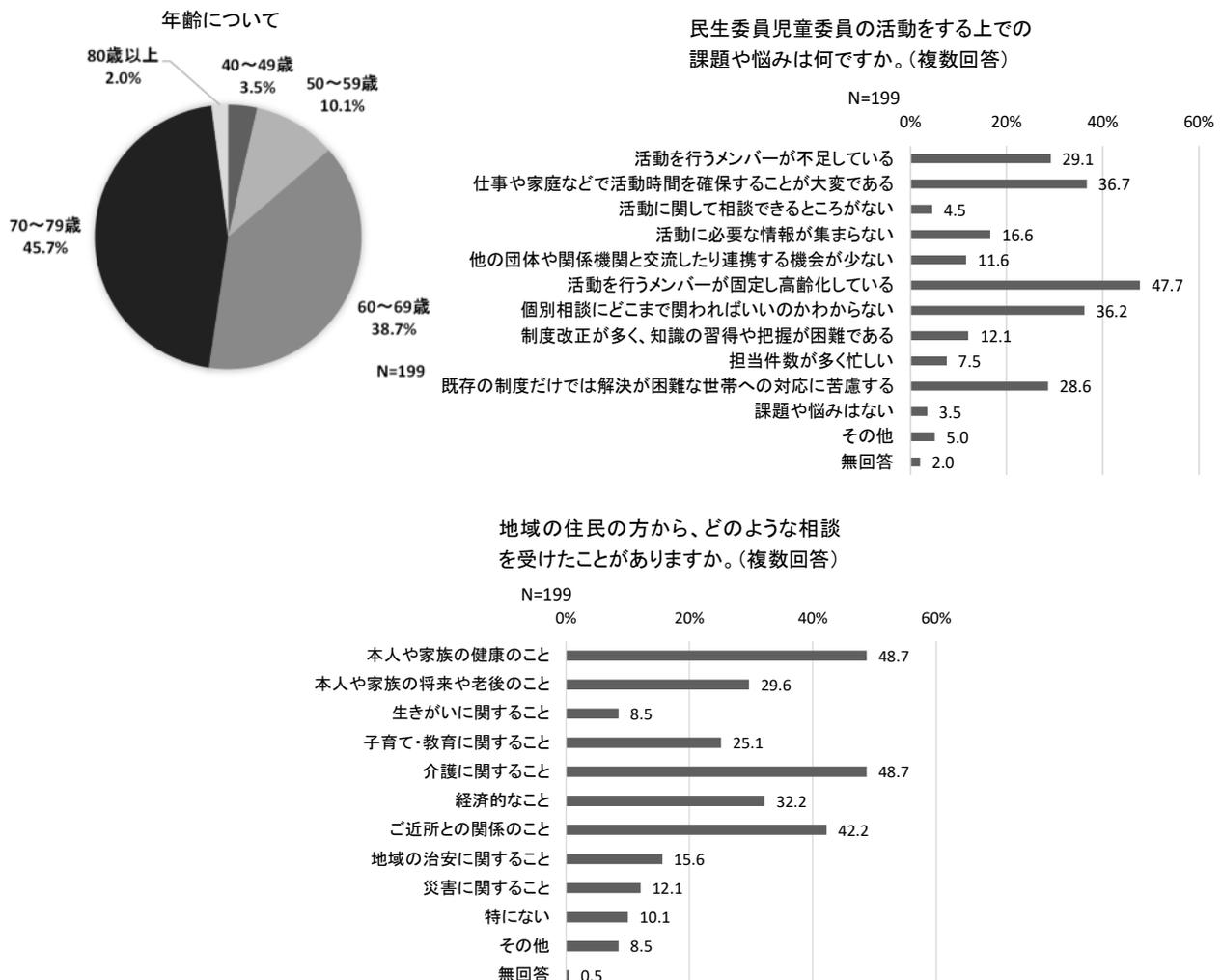
民生委員児童委員の活動を円滑に行うためには、これら課題の解消に向けた取組を行うことが重要です。

年齢構成は70歳代が45.7%、次いで60歳代が38.7%で、50歳代が10.1%です。

活動上の課題や悩みは、メンバーの固定化・高齢化(47.7%)、仕事や家庭などで活動時間の確保が大変である(36.7%)、個別相談にどこまで関わればいいのかわからない(36.2%)となっています。

地域住民からの相談で多いものは、本人や家族の健康のこと(48.7%)、介護に関すること(48.7%)、ご近所との関係のこと(42.2%)となっています。

【図表 2.5.13】

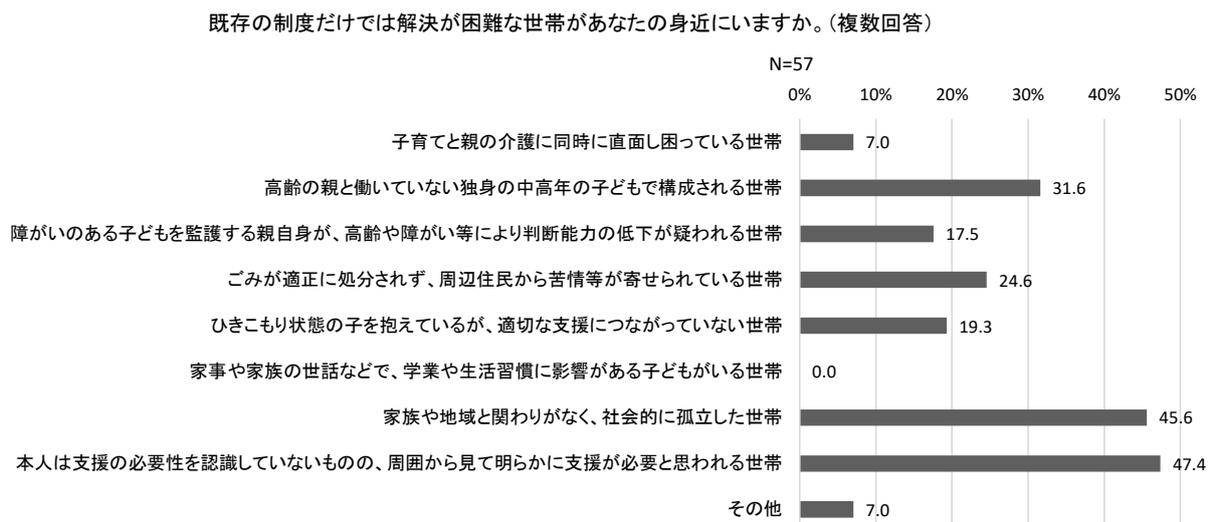


②包括的な連携体制（重層的支援体制整備の推進）

民生委員児童委員 199 人にうちの約 3 割の 57 人が、「既存の制度だけでは解決が困難な世帯への対応に苦慮する」と答えており、このような世帯の課題解決には、様々な関係機関の連携による包括的な支援体制を整備することが必要です。

民生委員児童委員の活動をする上での課題や悩みについて、「既存の制度だけでは解決が困難な世帯への対応に苦慮する」を選んだ 57 人(28.6%)に、身近でそのような世帯がいるかを尋ねたところ、「本人は支援の必要性を認識していないものの、周囲から見て明らかに支援が必要と思われる世帯」が 47.4%、次いで「家族や地域と関わりがなく、社会的に孤立した世帯」が 45.6%、「高齢の親と働いていない独身の中高年の子どもで構成される世帯」が 31.6%となっています。

【図表 2.5.14】



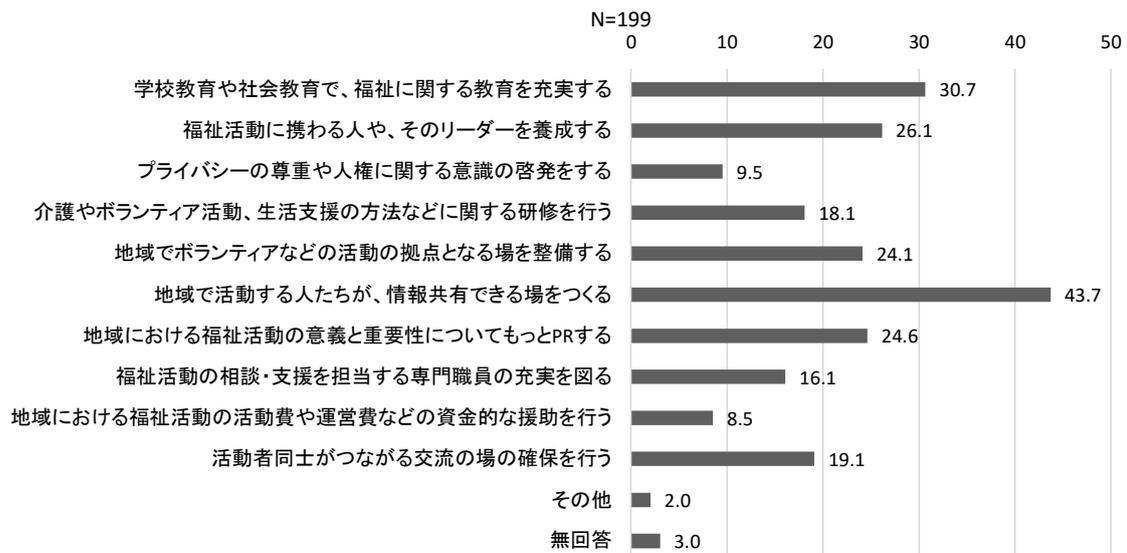
③地域福祉活動における人づくり・意識の醸成・交流推進

地域における「助け合い」「支え合い」活動に必要なことについては、「地域で活動する人たちが、情報共有できる場をつくる」や、「学校教育や社会教育で、福祉に関する教育を充実する」、「福祉に携わる人や、そのリーダーを養成する」が上位となっており、民生委員児童委員、地域、関係機関との情報共有、学校での福祉教育や市民に対する研修会や講座などによる啓発活動、地域福祉活動の新たな担い手の確保が重要です。

地域での「助け合い」「支え合い」を活発にするには、「地域で活動する人たちが、情報共有できる場をつくる」(43.7%)、「学校教育や社会教育で、福祉に関する教育を充実する」(30.7%)、「福祉活動に携わる人や、そのリーダーを養成する」(26.1%)が上位となっています。

【図表 2.5.15】

地域における「助け合い」「支え合い」の活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



6 第4期計画目標と第5期計画へ継承する方針

【計画目標Ⅰ】 地域で活躍する人づくり	基本目標1 地域福祉活動へ積極的に参加する
	基本目標2 地域でともに生活する
	<p>【継承する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が地域活動への参加機会が少なく、高齢者が中心となって地域の支援活動が行われ、活動の担い手が不足しているのが実情です。さまざまな機会に地域福祉への意識の醸成を図るため、福祉教育の推進やボランティアの養成を行っていくことが必要です。 <p>→第5期基本目標Ⅱ「支え合いのまちづくり」へ</p>
【計画目標Ⅱ】 地域資源を活用する仕組みづくり	基本目標3 必要な情報を提供する
	基本目標4 福祉サービスを適正に利用する
	<p>【継承する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけるため、地域住民が身近なところで気軽に相談できる体制づくりや、各分野の相談支援機関等が連携しながら解決に結びつけることが必要です。 <p>→第5期基本目標Ⅰ「困りごとに寄り添うまちづくり」へ</p>
【計画目標Ⅲ】 誰もが安心して生活できるまちづくり	基本目標5 地域で安心して生活できる
	基本目標6 福祉で安全に生活する
	<p>【継承する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で住むすべての人が孤立することなく社会参加ができるよう、関係機関等と連携しながら地域での見守り体制を推進することが必要です。 <p>→第5期基本目標Ⅱ「支え合いのまちづくり」へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な生活環境づくりのため、平素からの災害、防犯対策や、利用しやすい公共施設などの整備が必要です。 <p>→第5期基本目標Ⅲ「安心して暮らせるまちづくり」へ</p>

7 第5期計画に向けた目標

第4期計画で設定した6項目の基本目標については、地域福祉の現状や課題点などを踏まえ、引き続き取り組むべき内容を見極め、第5期計画に継承することとしました。

また、法律により、地域福祉において共通して取り組むべきとして定められた事項、アンケート調査などを踏まえ、第5期計画に向けた目標を設定します。

なお、第4期計画では3つの計画目標のもとに6つの基本目標を設定し、その目標を達成するための基本施策を設けていましたが、第5期計画からは、目標を細分化せずに基本理念に基づく3つの基本目標を設定し、その下に基本施策を紐づけ、達成すべき目標がわかりやすい体系に変更しました。

第4期計画の目標

- 計画目標Ⅰ 地域で活躍する人づくり
 - 基本目標1 地域福祉活動へ積極的に参加する
 - 基本目標2 地域でともに生活する

- 計画目標Ⅱ 地域資源を活用する仕組づくり
 - 基本目標3 必要な情報を提供する
 - 基本目標4 福祉サービスを適正に利用する

- 計画目標Ⅲ 誰もが安心して生活できるまちづくり
 - 基本目標5 地域で安心して生活する
 - 基本目標6 地域で安全に生活する



第5期計画に向けた目標

- | | |
|-------|------------------|
| 基本目標Ⅰ | 困りごとに寄り添うまちづくり |
| 基本施策1 | 身近な地域での相談支援体制の充実 |
| 基本施策2 | 総合的な相談支援体制の充実 |
| 基本施策3 | 包括的な連携体制の確立 |

- | | |
|-------|----------------|
| 基本目標Ⅱ | 支え合いのまちづくり |
| 基本施策4 | 地域福祉活動を支える人づくり |
| 基本施策5 | 地域福祉の意識の醸成 |
| 基本施策6 | 地域における交流推進 |

- | | |
|-------|---------------|
| 基本目標Ⅲ | 安心して暮らせるまちづくり |
| 基本施策7 | 権利擁護の推進 |
| 基本施策8 | 防犯防災活動の充実 |
| 基本施策9 | 地域環境整備の推進 |

第3章 基本方針

1 基本理念

あったかみのあるまち 「ちとせ」

市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら

どんなときも安心して暮らし続けられる

あったかみのあるまちを実現します

地域に住む住民とともに、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等全ての関係者が、介護・子育て・障がい・病気など様々な課題への支援に対し、地域福祉を推進していくために連携しながら、参加・協働することが大切です。

人とのつながりを大切にし、助けたり、助けられたりする関係を築きながら“ともに生き、支え合う社会”の実現を目指します。

2 基本目標

(1) 基本目標Ⅰ 困りごとに寄り添うまちづくり

困りごとを抱え、福祉サービスを必要としているにも関わらず、どこに相談してよいのか分からなく、相談に踏み出すことができない場合があるなど、身近な相談体制の充実が課題になっています。

困りごとを抱えている人が、適切に福祉サービスを受けるため、相談しやすく、必要な情報を容易に得ることができる環境の整備を進めます。

(2) 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり

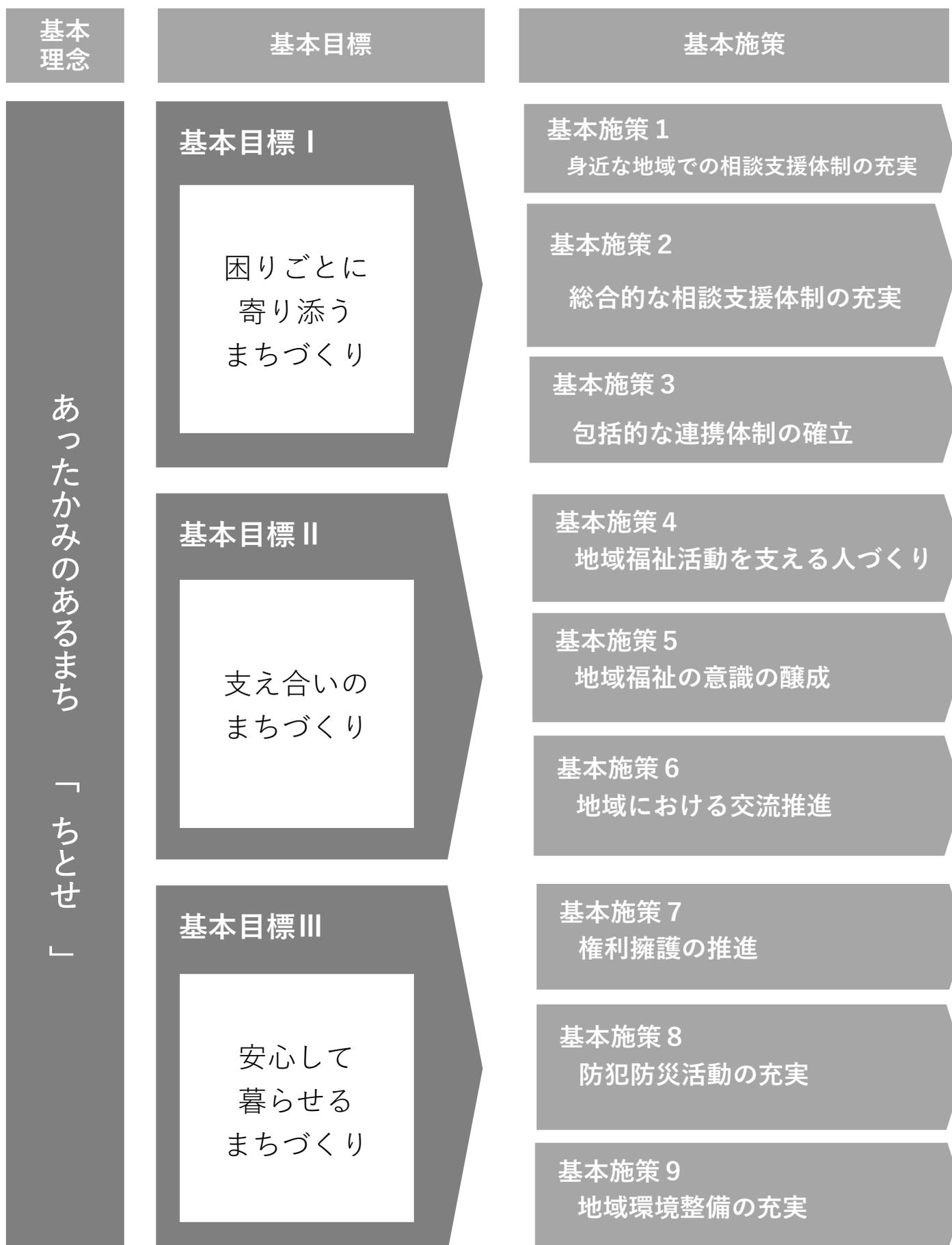
地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域住民が自分の住んでいる地域の担い手として、主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する支え合いの意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

(3) 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

地域の見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などを対象とした安否確認や避難誘導等の支援を行えるよう、地域の団体等との連携・協力のもと、平時から災害に備えることや、誰もが暮らしやすく、安心して外出できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した道路や歩道、公共施設の整備を図ります。

また、自分で判断する能力が十分でない高齢者や障がいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

3 計画の体系



個別施策

個別施策① 地域生活課題を受け止める体制の充実
個別施策② 民生委員児童委員活動の支援

個別施策③ 様々な相談に対応する体制の推進
個別施策④ 生活困窮者の自立に向けた支援
個別施策⑤ 福祉情報の提供の充実
個別施策⑥ 再犯防止の取組の推進（千歳市再犯防止推進計画）

個別施策⑦ 重層的支援体制整備の推進
個別施策⑧ 地域包括ケアシステムの深化・推進
個別施策⑨ 千歳市社会福祉協議会との連携推進

個別施策⑩ 地域福祉を担う人材の育成・確保
個別施策⑪ ボランティア・NPO活動情報の発信

個別施策⑫ 福祉教育の推進
個別施策⑬ 地域福祉の理念の普及

個別施策⑭ 地域見守り活動の推進
個別施策⑮ 地域活動拠点の利用促進
個別施策⑯ 世代間交流の推進

個別施策⑰ 成年後見制度の利用促進（千歳市成年後見制度利用促進基本計画）
個別施策⑱ 虐待防止の取組の推進

個別施策⑲ 災害に備える取組の推進
個別施策⑳ 地域防災活動の推進
個別施策㉑ 地域防犯活動の推進

個別施策㉒ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
個別施策㉓ 除排雪等の支援活動の推進

第4章 目標を達成するための取組

I 困りごとに寄り添うまちづくり

基本目標 I 困りごとに寄り添うまちづくり

基本施策1 身近な地域での相談支援体制の充実

個別施策①：地域生活課題を受け止める体制の充実

個別施策②：民生委員児童委員活動の支援

基本施策2 総合的な相談支援体制の充実

個別施策③：様々な相談に対応する体制の推進

個別施策④：生活困窮者の自立に向けた支援

個別施策⑤：福祉情報の提供の充実

個別施策⑥：再犯防止の取組の推進

(千歳市再犯防止推進計画)

基本施策3 包括的な連携体制の確立

個別施策⑦：重層的支援体制整備の推進

個別施策⑧：地域包括ケアシステムの深化・推進

個別施策⑨：千歳市社会福祉協議会との連携推進

1 基本目標Ⅰ 困りごとに寄り添うまちづくり



(1) 基本施策1 身近な地域での相談支援体制の充実

社会的孤立、8050問題※、ひきこもり、ダブルケア※、ヤングケアラー※、虐待など、地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。包括的な相談支援体制の整備における身近な地域の取組として、様々な生活課題を抱えた人をできるだけ早く見つけ、支援に結びつけるため、身近なところで、気軽に相談ができる体制の充実を図ります。

[関連するアンケート]

- ・市民アンケート①⑧
- ・民生委員児童委員アンケート①

個別施策① 地域生活課題を受け止める体制の充実	担当課等
<p>身近な地域における介護、障がい、子育て、健康などの相談・交流・情報交換や福祉サービスの利用について、分野がまたがる相談にも対応できる相談体制の充実を図ります。</p> <p>民生委員児童委員、福祉委員※、生活支援コーディネーター※や各種相談員など関係機関が連携しながら、様々な地域課題に対応できるよう努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>身近な窓口：地域包括支援センター 障がい者総合支援センター 子育て支援センター、地域子育てサロン こども家庭センター よろず相談会（千歳市社会福祉協議会）など</p> </div>	<p>福祉課・高齢者支援課・障がい者支援課・母子保健課・子育て総合支援センター・こども家庭課・千歳市社会福祉協議会</p>

個別施策② 民生委員児童委員活動の支援	担当課等
<p>民生委員児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。</p> <p>民生委員児童委員の活動が円滑に進むよう、福祉制度の情報共有や研修会実施などの支援を図ります。</p>	<p>福祉課</p>

※8050問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせにより、高齢の親が経済的に逼迫した状態で相談に訪れる例が確認されています。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況に陥ることも指摘され、また、親が要介護状態になることで、子どもが離職するなどの要因も、社会的孤立や経済的な窮迫の背景となっています。

※ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うことです。

※ヤングケアラー

本来本人が行うべき介護やケアを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

※福祉委員

町内会や民生委員児童委員などからの推薦を受け、社会福祉協議会から委嘱されて地域の福祉活動を実践する方です。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築にむけたコーディネート機能を果たします。地域支え合い推進員ともいいます。

(2) 基本施策2 総合的な相談支援体制の充実



公的な福祉サービスは、介護、障がい、子育て、健康などの分野ごとに整備がされていますが、近年、住民の生活課題が複雑化・複合化する中で、それらの生活課題の早期発見や総合的な対応が必要となっています。

身近な地域で近隣住民や地域の団体等が受け止めた相談を支援につなぎ、専門職の連携による対応を行うほか、必要な情報はもとより、高齢、障がい、子育てなどにおいて、支援を必要とする人が、福祉サービスに関する情報を得ることができるよう、情報提供体制の充実を図ります。

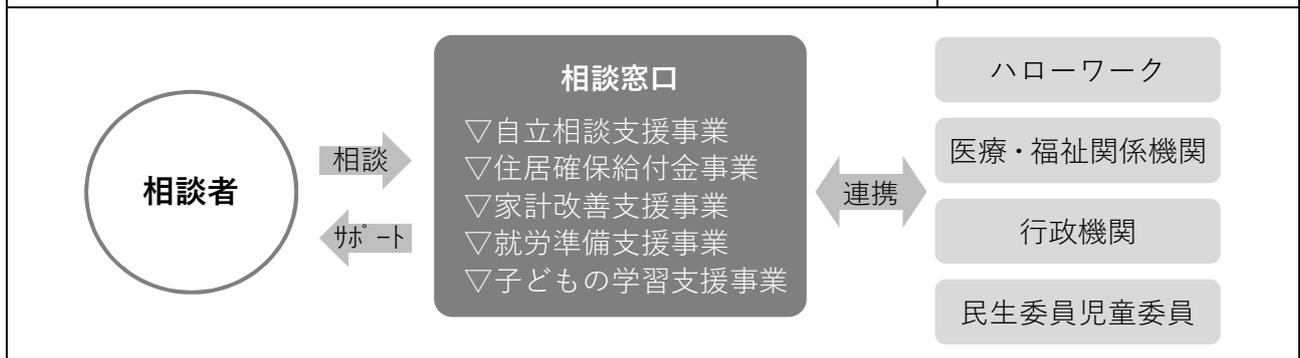
また、現在、刑法犯の件数は減少傾向にあります。検挙件数に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。再犯を防止するためには、犯罪と非行の防止と立ち直りについて理解を深め、関係機関、団体、民間協力者等の連携による自立への支援に努めることが大切です。

[関連するアンケート]

・市民アンケート①②⑧

個別施策③ 様々な相談に対応する体制の推進	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢、介護、障がい、子育て、日常生活などで、複合的な課題や制度の狭間にある困りごとについて、庁内の各部門だけではなく、関係機関と関わりながら対応する必要がある場合は、庁外の関係機関も構成員となっている地域ケア会議や地域自立支援協議会などを活用しながら支援を行います。 ・ 福祉サービスの公正な実施及び住民の権利や利益の保護と、福祉サービスの質の向上を目的とする保健福祉オンブズマン*制度により、住民の苦情に対して迅速に処理を行い、不当な取扱いがあれば、改善や是正を勧告します。 ・ 障がい者支援として、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを新たに設置し、障がいのある人の相談等に加え、地域の相談支援事業所間の連絡調整と関係機関の連携に関する支援を行います。 	<p>市民生活課・福祉課・高齢者支援課・障がい者支援課・子育て総合支援センター・こども家庭課</p> <p>福祉課</p> <p>障がい者支援課</p>

個別施策④ 生活困窮者の自立に向けた支援	担当課等
<p>生活困窮者自立支援制度に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、個々の状況に応じて各種事業を実施し、自立への促進を図ります。</p>	福祉課



生活困窮者自立支援制度の各事業

自立相談支援事業

経済的・精神的な問題、家庭での悩みや健康上の問題などの困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、課題の分析を行い、個々の応じた支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげ、自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金事業

離職などで家賃を払えず住居を失った方、または失う恐れのある方に、就職活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職を支援します。

家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう支援します。状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生をサポートします。

就労準備支援事業

引きこもりになっている方や働いたことがない方など、すぐに職につくことが難しい方に、一般就労に向けた基礎的な能力の習得のサポートや就労機会の提供を行います。

子どもの学習支援事業

生活困窮世帯の子どもに自主的に学べる場を提供し、学力の向上や仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援などを行います。

個別施策⑤ 福祉情報の提供の充実	担当課等
支援が必要な人が、自分に合った福祉サービスを利用できるよう、様々な情報を得る必要があるため、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、SNS※などで発信するほか、各種ガイドブックを作成し、情報提供の充実に図ります。	福祉課・千歳市社会福祉協議会

※保健福祉オンブズマン

福祉の分野で、市民に代わって、その利益を守るために行動する代表者又は代理人のことで、千歳市では、市長の附属機関として、市民から申し立てのあった保健福祉サービスに関する苦情等について調査し、必要に応じて関係機関に改善や是正を勧告するなどの対応を行います。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

登録された利用者同士が交流できる、インターネット上で展開されている会員サービスです。インターネット上のサービスの中で、友人同士や同じ趣味を持つ人同士や近隣地域の住民が集まって、利用者同士で交流することができます。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えています。

個別施策⑥ 再犯防止の取組の推進（千歳市再犯防止推進計画）

千歳市再犯防止推進計画について

1 背景

刑法犯の検挙者数の全国的な減少に比べ、再犯者数の減少は鈍く、検挙者のうち約半数が再犯者となっています。

国は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯防止推進計画」を平成29年に閣議決定しました。そして、再犯の防止等の推進に関する法律において、「市町村においては、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定しています。

2 計画の位置付け

本市では、再犯の防止等に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画について、地域福祉計画の項目に「千歳市再犯防止推進計画」を位置付け、再犯防止の推進に取り組みます。

この計画は、地域福祉計画と一体的に策定することが認められていることから、「再犯防止推進計画」を本計画に包含して位置付けております。

3 現状と課題

法務省は、犯罪や非行防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を実施しています。本市においても、更生保護団体などと連携し街頭啓発活動などを通して、再犯防止への理解を深める取組を推進しています。

市民アンケートでは、再犯防止に「協力したいと思わない」または「どちらかというと思わない」と答えた人は42.5%、「わからない」または「無回答」と答えた人が20.5%であり、再犯防止に協力している民間協力者等の認知度については、「保護司[※]」は47.7%と高いものの、「わからない」も44.1%と高く、「更生保護女性会[※]」は4.1%、「協力雇用主会[※]」は5.7%、「BBS会[※]」は0.5%と低い状況にあります。

罪を犯した人が再び罪を犯すことがなく、地域で生活していくためには、地域の人や協力団体等の支えは不可欠であり、そのためには、再犯に関する取組の周知啓発を通して、地域住民の理解を深めていくことが必要です。

取組内容	担当課等
<p>犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、社会復帰して地域で生活していくためには、地域の人々の理解と協力が必要であり、社会復帰を支援するための更生保護活動は、保護司をはじめ、更生保護女性会や協力雇用主会などの協力で支えられています。</p>	
<p>(1) 社会を明るくする運動の推進</p> <p>犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けて、市民の理解を深めるため、市、教育委員会、警察、保護司会、更生保護女性会、高校等で構成する実施委員会による「社会を明るくする運動」を推進するとともに、ホームページ等を通じて周知啓発を行います。</p>	青少年課
<p>(2) 保護司会活動の支援</p> <p>再犯防止活動に重要な役割を果たす保護司会に対する活動費の支援や、「しあわせサポートセンター」を活動拠点として提供するほか、面談場所の確保など、保護司会の活動を支援します。</p>	福祉課
<p>(3) 保護司会活動の周知啓発</p> <p>犯罪をした人の立ち直りを地域で支える保護司会の活動内容等について、ホームページ等を通じて周知啓発を図ります。</p>	福祉課
<p>(4) 関係団体との連携</p> <p>支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう関係機関との連携を図ります。</p>	福祉課

※保護司（保護司会）

犯罪をした者等や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行います。

※更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

※協力雇用主会

犯罪・非行・の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の会です。

※BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体です。

(3) 基本施策3 包括的な連携体制の確立



これまでの社会福祉制度では、生活保護、高齢者介護、障がい福祉、子どもの福祉など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

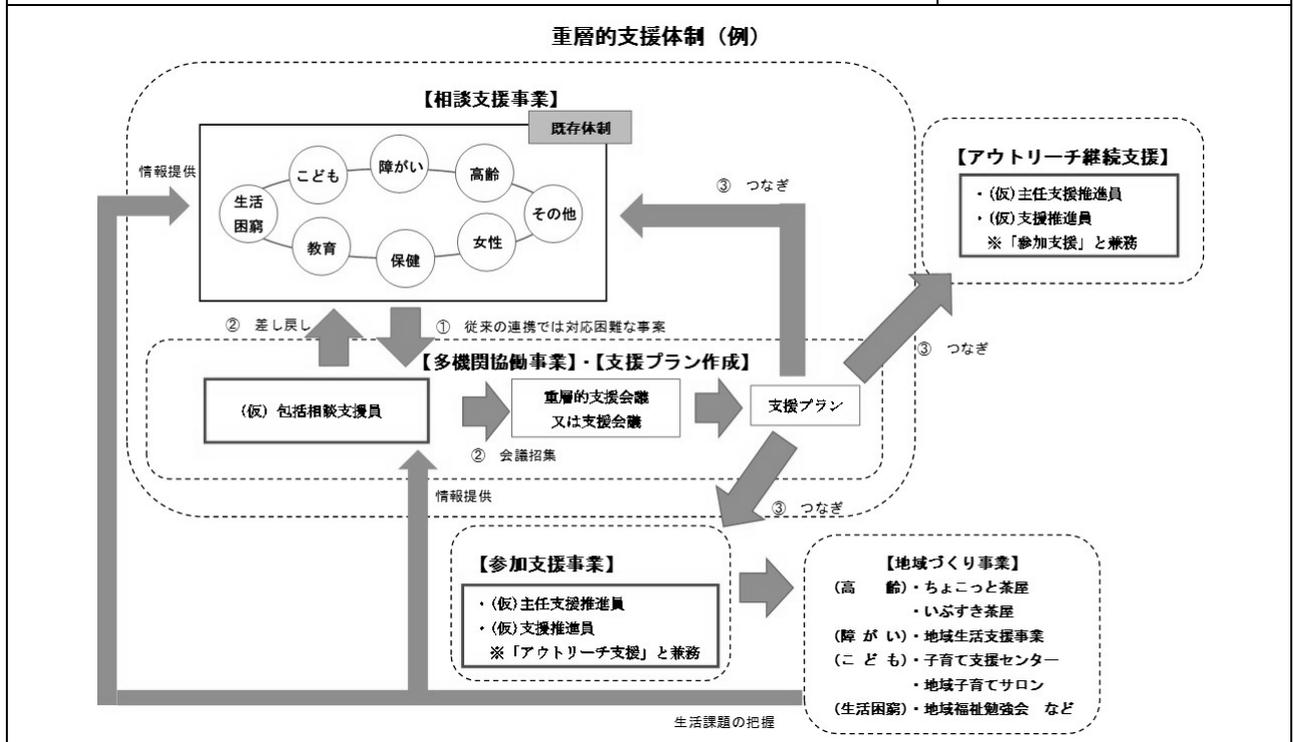
しかし、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050 問題、ダブルケアなど）や世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の体制では支援が難しいケースに対応するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和7年度から実施する予定です。

また、高齢者の分野における地域包括ケアシステムなど、各分野における団体や関係機関等の包括的なネットワークの構築に努めます。

[関連するアンケート]

- ・市民アンケート③
- ・民生委員児童委員アンケート②

個別施策⑦ 重層的支援体制整備*の推進	担当課等
<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を実施し、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携して地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。</p>	<p>福祉課・高齢者支援課・障がい者支援課・母子保健課・こども家庭課・子育て総合支援センター・児童発達支援センター</p>



※アウトリーチ

「手を伸ばすこと」を意味する英語から発生した言葉で、支援する側から、訪問など様々な形で対象者に働きかけ、支援を行うことをいいます。

※重層的支援体制整備

分野がまたがるような複雑化・複合化した課題を抱え、支援が届いていない人に対して、介護、障がい、子どもなどの属性を問わない包括的、継続的な支援体制を構築することです。

個別施策⑧ 地域包括ケアシステム※の深化・推進	担当課等
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。	高齢者支援課

個別施策⑨ 千歳市社会福祉協議会との連携推進	担当課等
千歳市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置される社会福祉活動を推進することを目的とした非営利な組織であり、行政とともに地域福祉活動を進める中心的な役割を担っており、地域住民や地域団体、福祉事業者等と連携・協働した様々な活動を実施しています。 本市は千歳市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と連携し、地域福祉活動の推進に対して支援を行います。	福祉課

※地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための総合的な支援体制をいいます。

II 支え合いのまちづくり

基本目標 II 支え合いのまちづくり

基本施策4 地域福祉活動を支える人づくり

個別施策⑩ 地域福祉を担う人材の育成・確保

個別施策⑪ ボランティア・NPO活動情報の発信

基本施策5 地域福祉の意識の醸成

個別施策⑫：福祉教育の推進

個別施策⑬：地域福祉の理念の普及

基本施策6 地域における交流推進

個別施策⑭：地域見守り活動の推進

個別施策⑮：地域活動拠点の利用促進

個別施策⑯：世代間交流の推進

2 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり



(1) 基本施策4 地域福祉活動を支える人づくり

地域福祉活動は高齢者が中心となって地域の支援活動が行われ、若年者や働く世代の参加機会が少なく、活動の担い手が不足しているのが実情であり、市民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加してもらうことが大切です。

地域住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加してもらうため、各講座や研修会の開催を推進します。

[関連するアンケート]

- ・市民アンケート④⑤⑧
- ・民生委員児童委員アンケート③

個別施策⑩ 地域福祉を担う人材の育成・確保	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のボランティア活動による社会参加と介護予防を目的とする「きずなポイント事業」を実施します。 ・幅広い年代に、ボランティア体験講座、ボランティア体験学習、防災ボランティアリーダー養成研修などを実施し、人材の育成、確保に努めます。 	福祉課・千歳市社会福祉協議会 千歳市社会福祉協議会
個別施策⑪ ボランティア・NPO*活動情報の発信	担当課等
広報、ホームページ、SNS等により、ボランティアやNPO活動等の情報を発信し、これらの活動への関心を市民に深め、新たな担い手の育成につなげます。	千歳市社会福祉協議会

※NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

(2) 基本施策5 地域福祉の意識の醸成



将来の地域福祉の担い手として参加してもらえるよう、学校における福祉教育や学習活動の実施のほか、市民を対象とした地域福祉に関する勉強会等を実施し、福祉に対する意識の向上に努めます。

[関連するアンケート]

- ・市民アンケート④
- ・民生委員児童委員アンケート③

個別施策⑫ 福祉教育の推進	担当課等
小中学校での「総合的な学習の時間」などでの体験学習等において、福祉や介護等に関する学習を行い、福祉への関心や意識を深めます。	学校教育課・千歳市社会福祉協議会

個別施策⑬ 地域福祉の理念の普及	担当課等
市民が地域福祉についての理解を深め、地域福祉活動に積極的に関わることを目的に「地域福祉勉強会」「ちとせ地域福祉ネットワーク会議」や、地域づくりの人材を育成する「ちとせ市民ふくし講座」等を実施します。	福祉課・千歳市社会福祉協議会

(3) 基本施策6 地域における交流推進



地域での交流を促進する際には、地域をひとつの集合体として考え、その中で利用できる資源を最大限活用するとともに、協力者を増やすことが重要です。町内会、コミュニティセンター、学区などの各地域単位の中で、地域住民や知人、ボランティアの協力など、インフォーマルな支援^{*}の活用を考えていく必要があります。

また、地域の中で世代や生活環境に関係なく、誰でも自由に誘い合って訪れることができる交流拠点をすることも重要であり、そこに集まる人同士が、互いに声を掛け合える地域づくりを推進することが重要です。

[関連するアンケート]

- ・市民アンケート④⑤
- ・民生委員児童委員アンケート③

個別施策⑭ 地域見守り活動の推進	担当課等
地域住民同士が支え合いながら、地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのため、民生委員児童委員、福祉委員などが関係機関と連携して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者や子育て家庭等へ訪問する地域の見守り活動を推進します。	福祉課・千歳市社会福祉協議会

個別施策⑮ 地域活動拠点の利用促進	担当課等
地域住民の交流の場や地域団体などの活動の拠点として、町内会館やコミュニティセンターなどの公共施設を活用した住民同士やさまざまな団体の交流の場づくりを支援します。 また、「介護予防サロン」や「こども食堂」などの居場所づくりを支援します。	市民生活課・高齢者支援課・こども家庭課・千歳市社会福祉協議会

個別施策⑯ 世代間交流の推進	担当課等
・小中学校と地域住民が連携し、小中学生の授業やボランティア活動を通して、地域福祉への理解を深めます。 ・「こども食堂」や、福祉委員による「小規模福祉ネットワーク活動推進事業」などの地域活動を通して、子どもと高齢者などの世代間交流を図ります。	生涯学習課 こども家庭課・千歳市社会福祉協議会

※インフォーマルな支援

インフォーマル・ケアともいいます。自治体や専門職などのフォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、民生委員、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のことです。

Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

基本施策7 権利擁護の推進

- 個別施策⑰：成年後見制度の利用促進
(千歳市成年後見制度利用促進基本計画)
- 個別施策⑱：虐待防止の取組の推進

基本施策8 防犯防災活動の充実

- 個別施策⑲：災害に備える取組の推進
- 個別施策⑳：地域防災活動の推進
- 個別施策㉑：地域防犯活動の推進

基本施策9 地域環境整備の充実

- 個別施策㉒：ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- 個別施策㉓：除排雪等の支援活動の推進

3 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

(1) 基本施策7 権利擁護の推進



認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に対して、尊厳のある自分らしい生活を続けることができるよう、権利擁護支援の構築が求められています。

また、子どもや高齢者、障がいのある方への虐待、配偶者等からの暴力（DV）を未然に防ぐことや、早期発見と早期対応のためには、関係機関との連携が重要です。

[関連するアンケート]

・市民アンケート⑥

個別施策⑰ 成年後見制度の利用促進（千歳市成年後見制度利用促進基本計画）

千歳市成年後見制度利用促進基本計画について

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない人に代わり、成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、金銭管理、契約行為、身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活を送れるよう法的に支援するものです。

2 背景

総人口が減少している一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴う認知症高齢者の増加が見込まれています。千歳市は全道一若市である一方で、高齢者は増加しており、今後ますます成年後見制度を必要とする人の増加が予想されます。

国は、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その中で、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を含む権利擁護支援の推進に取り組むことを示しています。また、市町村は「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが尊厳ある生活を継続しながら社会参加することを目的に、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、成年後見制度の利用促進に向けた取組方針を定めるよう示しています。

これまでも本市は、成年後見制度の普及、啓発や、成年後見支援センターによる支援体制や市民後見人の養成などに取り組んでいるところです。

3 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定されている市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として、地域福祉計画の項目に「千歳市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ、成年後見の利用促進に向け取り組むものとします。

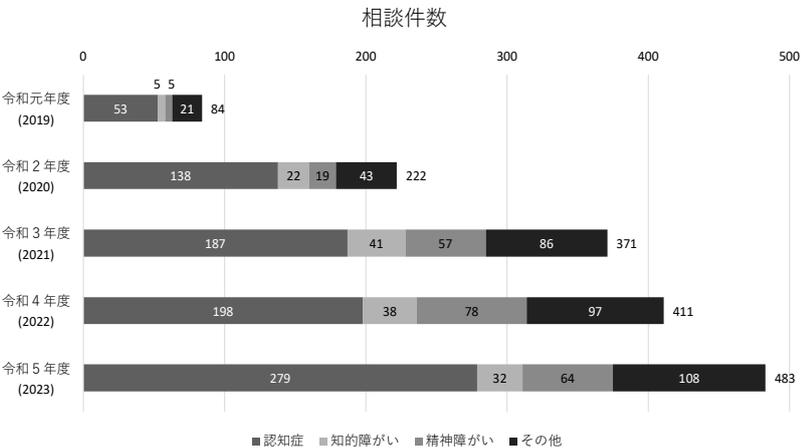
この計画は、地域福祉計画と一体的に策定することが認められていることから、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含して位置付けております。

4 現状と課題

市民アンケート調査では、成年後見制度を知らない、または聞いたことはあるが内容は知らないと答えた人が57.8%、成年後見支援センターを知らないと答えた人が62.6%であり、制度の認知度は低い状況にあります。

また、高齢化が進む中、制度利用を必要とする人の増加が見込まれ、後見人等の担い手不足も懸念されています。

誰もが、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら尊厳を持って、その人らしい生活を送るため、制度の周知や、市民後見人の育成、地域連携ネットワークの構築など、制度利用促進のための体制整備が必要です。

取組内容	担当課等																																				
<p>(1) 制度の周知・啓発 制度の理解を深めるための講演会等の開催や、成年後見支援センターの役割と制度に関するパンフレット等を作成し、市民への普及啓発を図ります。</p> <p>(2) 相談体制の整備 成年後見制度を利用したい人からの相談及び後見人等からの相談について、相談しやすい体制整備を図ります。</p> <p>(3) 市民後見人の育成 高齢化社会の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などで、親族などの支援が難しい世帯の増加や、専門職の後見人不足が懸念されるため、対象者に身近で寄り添い生活を支援する市民後見人の養成を図ります。</p> <p>(4) 地域連携ネットワークの構築 成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるよう、地域で支える体制をつくるため、近隣市や関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を推進します。</p> <p>(5) 制度利用支援 自身や親族による申立てができない人の代わりに申立てを行い、それらに関わる費用等を支援します。また、経済的な理由で制度利用を諦めることがないように、申立費用の助成及び成年後見人等への報酬の助成を行います。</p> <p style="text-align: center;">相談件数</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>相談件数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認知症</th> <th>知的障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度 (2019)</td> <td>53</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 (2020)</td> <td>138</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>43</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 (2021)</td> <td>187</td> <td>41</td> <td>57</td> <td>86</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 (2022)</td> <td>198</td> <td>38</td> <td>78</td> <td>97</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 (2023)</td> <td>279</td> <td>32</td> <td>64</td> <td>108</td> <td>483</td> </tr> </tbody> </table>	年度	認知症	知的障がい	精神障がい	その他	合計	令和元年度 (2019)	53	5	5	21	84	令和2年度 (2020)	138	22	19	43	222	令和3年度 (2021)	187	41	57	86	371	令和4年度 (2022)	198	38	78	97	411	令和5年度 (2023)	279	32	64	108	483	<p>福祉課・千歳市社会福祉協議会</p>
年度	認知症	知的障がい	精神障がい	その他	合計																																
令和元年度 (2019)	53	5	5	21	84																																
令和2年度 (2020)	138	22	19	43	222																																
令和3年度 (2021)	187	41	57	86	371																																
令和4年度 (2022)	198	38	78	97	411																																
令和5年度 (2023)	279	32	64	108	483																																
<p>個別施策⑱ 虐待防止の取組の推進</p> <p>子どもや高齢者、障がいのある方への虐待、配偶者等からの暴力(DV)を未然に防ぐことや、早期発見し早期対応をするため、地域住民、地域包括支援センター、民生委員児童委員、介護サービス事業者、医療機関、障がい者虐待防止センター、こども家庭センターなどの関係機関の連携を図ります。</p>	<p>担当課等 高齢者支援課・障がい者支援課・こども家庭課</p>																																				

(2) 基本施策 8 防犯防災活動の充実



災害はいつ起きるかわかりません。そのため、普段から災害時の支援が必要な方を把握しておくことや、防災、減災に対して備えておくことが重要です。

また、地域と関係機関との連携や情報共有によって犯罪に巻き込まれないよう、見守り活動による把握や防犯啓発の活動を行い、安全で安心なまちづくりを進めます。

[関連するアンケート]

・市民アンケート⑦

個別施策⑱ 災害に備える取組の推進	担当課等
高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な人についての「避難行動要支援者名簿※」や、町内会や自主防災組織※の協力により、支援の必要な方に対して支援者を選び、避難場所や避難所までのマップを作成している「個別計画台帳」を定期的に更新し、災害時における迅速な避難に備えます。	福祉課
個別施策⑳ 地域防災活動の推進	担当課等
町内会・自治会に対し実施している出前講座、市民防災講座、避難行動体験会や防災訓練等を通じて、普段から防災、減災に対する意識の向上と、自主防災組織結成の促進を図ります。	危機管理課
個別施策㉑ 地域防犯活動の推進	担当課等
近年、中高年を狙った特殊詐欺や、SNSを利用した子どもへの犯罪が発生しています。そのような犯罪に巻き込まれないよう、地域と関係機関、団体、学校などと連携しながら、啓発活動を通じて、地域における防犯活動の推進を図ります。	市民生活課

※避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することがむずかしく、手助けが必要な方の名簿であり、町内会などの地域の方々が協力して災害時の支援や平常時からの見守りなどに役立てるために使用するものです。

※自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第5条 第2項)として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

(3) 基本施策9 地域環境整備の充実



地域において、高齢者や障がい者などが安心して生活するためには、公共施設などがバリアフリー※で整備されていることが重要です。

このため、公共施設などの整備においては、施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた環境づくりが必要です。

また、高齢者や障がい者等が、冬季間において地域で安心して生活できる環境を整備することが大切です。

[関連するアンケート]
・市民アンケート⑧

個別施策② ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進	担当課等
市有施設の整備に当たっては、障がい者等が安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリーを推進します。また、民間施設においても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、必要に応じて助言等を行います。	建築政策課・道路建設課・建築課

個別施策③ 除排雪等の支援活動の推進	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人のみの世帯などを対象として、町内会や民生委員等の協力のもと、町内会の除雪支援者や千歳市シルバー人材センターなどによる除排雪支援を行います。 ・ボランティアの清掃活動に対して支援を行い、快適で住みやすい地域づくりを促進します。 	高齢者支援課・障がい者支援課 廃棄物対策課

※バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を取り除くという意味で用いられることが多いです。より広く障がいのある人や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

※ユニバーサルデザイン

1990年代頃から、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱された概念であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるように、初めから考えてデザインするという考え方のことです。

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 住民・事業者・市の協働による計画の推進

地域福祉計画の施策実現のためには、市の取組のほか、住民・関係団体・事業者などがそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要です。

(1) 住民の役割

地域福祉を推進するためには、地域住民が地域福祉活動への関心を高め、積極的に参加していくことが重要です。地域での支え合い、助け合いの関係を深め、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉活動に携わっていくことが期待されています。

(2) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供等を基本に、地域住民に一番身近な相談窓口として地域福祉を推進することが期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービス利用者の意向を正しく把握し、最適なサービスを提供するとともに、サービスの質の確保、事業内容などの情報提供及び公開や、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

また、事業の領域に留まることなく、地域の一員として、さまざまな地域生活課題などに総合的で専門的に対応していくことが期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉を推進することを目的とする団体として位置付けられており、地域福祉計画の目標を実現するため、福祉活動への住民参加促進のほか、地域住民、ボランティア、福祉団体などと協働して地域福祉を推進する中心的な役割が期待されています。

(5) 市の役割

市は地域福祉を推進するため、公的な福祉サービスを適切に運営する役割があります。庁内組織における横断的な連携体制のもと、社会福祉協議会や地域福祉活動を行う団体等と連携しながら施策を推進します。

また、地域住民が積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加の機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進

千歳市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられおり、本計画の基本理念や目標を実現させるためには、計画の各分野において社会福祉協議会が住民やボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが求められています。

千歳市社会福祉協議会で策定している「地域福祉実践計画」は、地域住民、福祉団体、関係機関等と協働で地域の様々な福祉課題に対応するための具体的な運営方針を定めた「活動計画」であり、昭和 60 年度の第 1 次計画策定以降、現行計画の第 7 次計画まで計画に沿って地域福祉活動を展開してきました。

このたび、現行計画が令和 6 年度で終了することに伴い、複雑化・複合化する地域課題に対応するため、第 8 次地域福祉実践計画を策定し、本市の地域福祉計画と相互に連携・補完しながら、一体的な施策の実現を目指します。

3 計画の進捗状況の把握と評価

本計画は、PDCA*サイクルによる進行管理に努めるとともに、事業の実施状況と目標達成状況などについて各施策の担当課等へ確認を行い、進捗状況を定期的に把握します。



4 適正な財政執行

本計画の実施については、各施策の費用対効果を考慮し、効率的で効果的な財源の配分に努めます。

※PDCA

「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの英単語の頭文字で、4つの段階を循環的に繰り返すことで、仕事を改善・効率化することができる方法です。

資料編（計画策定時に添付します）

1 計画策定過程

2 千歳市社会福祉協議会第8次地域福祉実践計画との連携

3 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

（平成6年4月20日市長決裁）

（設置）

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

（専門部会）

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。

2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱（平成4年1月14日市長決裁）は廃止する。

附 則（平成9年6月11日）

この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則（平成10年6月19日）

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成14年11月21日）

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和6年9月1日から令和8年8月31日まで)

	選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
1	知識及び経験を有する者 (要綱第3条第2項第1号)	千歳医師会	理事	尾谷 浩
2		北海道千歳リハビリテーション大学	副学長	信太 雅洋
3	保健福祉関係機関、団体を代表する者 (要綱第3条第2項第2号)	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
4		千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
5		ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課長	坂本 大輔
6		千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
7		千歳身体障害者福祉協会	会長	古田 聖
8		千歳市手をつなぐ育成会	会員	青木 有美
9		千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
10		千歳市町内会連合会	副会長	鎌倉 英昭
11		千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
12		千歳保護司会	会員	天瀬 末雄
13		千歳地区協力雇用主会	会長	瀧 雄一
14	公募で選考した者 (要綱第3条第2項第3号)	一般公募		菅原 しおり
15		一般公募		松井 千代子
16	市長が必要と認める者 (要綱第3条第2項第4号)	千歳市社会教育委員の会議	副委員長	丹波 泰哉
17		千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
18		千歳市私立幼稚園連合会	理事	中野 円
19		千歳市私立保育所連合会	会員	亀浦 正幸

4 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(平成14年1月23日市長決裁)

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則（平成14年10月3日）

この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成20年7月10日）

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉

	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

5 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。